

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年9月25日
【事業年度】	第21期（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）
【会社名】	日本社宅サービス株式会社
【英訳名】	Japan Corporate Housing Service Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 笹 晃弘
【本店の所在の場所】	東京都新宿区笹笥町35番地
【電話番号】	03-5229-8700（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経理財務グループ長 吉田 勇
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区笹笥町35番地
【電話番号】	03-5229-8700（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経理財務グループ長 吉田 勇
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2015年6月	2016年6月	2017年6月	2018年6月	2019年6月
売上高 (千円)	6,629,976	7,018,565	7,348,548	7,882,057	8,441,187
経常利益 (千円)	655,754	648,458	842,066	870,348	1,003,022
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	394,816	423,730	519,985	569,540	690,570
包括利益 (千円)	834,132	500,897	875,861	1,041,968	1,015,828
純資産額 (千円)	3,135,512	3,631,075	4,461,705	5,640,252	6,582,736
総資産額 (千円)	5,595,610	6,018,672	6,914,615	8,544,128	9,534,735
1株当たり純資産額 (円)	367.86	414.15	497.57	587.20	673.97
1株当たり当期純利益 (円)	47.22	49.92	59.74	59.70	72.38
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	45.14	47.73	56.11	56.51	68.80
自己資本比率 (%)	55.6	59.1	63.3	64.8	67.8
自己資本利益率 (%)	14.7	12.7	13.1	11.5	11.5
株価収益率 (倍)	10.3	7.7	12.3	12.6	13.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	749,165	396,893	651,175	672,793	708,166
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	200,384	234,373	40,041	99,844	224
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	804,905	189,621	83,677	805,550	121,703
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,599,447	2,041,093	2,568,549	2,606,265	3,192,502
従業員数 (人)	582	590	586	636	635
(外、平均臨時雇用者数)	(343)	(334)	(359)	(368)	(395)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、2016年10月1日付で当社普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、当該株式分割が第17期の期首に行われたものと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第20期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2015年6月	2016年6月	2017年6月	2018年6月	2019年6月
売上高 (千円)	3,372,446	3,731,471	4,013,138	4,066,699	4,315,292
経常利益 (千円)	568,858	550,046	756,737	773,473	884,498
当期純利益 (千円)	346,547	358,181	487,058	520,780	602,680
資本金 (千円)	643,150	666,521	713,216	738,722	783,098
発行済株式総数 (株)	6,242,500	6,303,200	10,423,700	10,580,200	10,736,700
純資産額 (千円)	2,843,706	3,273,721	4,071,424	5,190,873	6,045,465
総資産額 (千円)	4,694,412	4,804,142	5,666,425	7,007,865	8,068,219
1株当たり純資産額 (円)	333.37	372.51	453.21	539.57	617.95
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額) (円)	25.00 (-)	34.00 (-)	15.50 (-)	18.00 (8.00)	22.00 (9.00)
1株当たり当期純利益 (円)	41.45	42.19	55.95	54.59	63.17
潜在株式調整後1株当 り当期純利益 (円)	39.62	40.34	52.56	51.67	60.04
自己資本比率 (%)	60.1	66.5	70.4	72.6	73.5
自己資本利益率 (%)	14.3	11.9	13.6	11.5	10.9
株価収益率 (倍)	11.7	9.1	13.1	13.8	15.5
配当性向 (%)	30.2	40.3	27.7	33.0	34.8
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	275 (134)	288 (135)	285 (158)	284 (166)	285 (189)
株主総利回り (%)	134.6	112.3	210.5	220.3	287.0
(比較指標：配当込みT O P I X) (%)	(131.5)	(102.7)	(135.7)	(148.9)	(136.6)
最高株価 (円)	1,040	1,038	1,047 (注)7 743	993	999
最低株価 (円)	716	552	729 (注)7 481	680	649

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、2016年10月1日付で当社普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、当該株式分割が第17期の期首に行われたものと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 第18期の1株当たり配当額には、1株当たり6円の記念配当が含まれております。なお、1株当たりの配当額は、実際の配当金の額を記載しております。
4. 第21期の1株当たり配当額22円のうち、期末配当額13円については、2019年9月27日開催予定の定時株主総会の決議予定のものであります。
5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、第20期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
6. 最高株価及び最低株価は、2016年11月1日より東京証券取引所市場第二部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、2019年6月27日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

7. 印は、株式分割（2016年10月1日付で1株を2株に分割）による権利落後の最高・最低株価を示しております。

2【沿革】

当社は、志を共にする有志が集い1998年8月に東京都渋谷区代々木において、フランチャイズ方式による社宅代行専門事業ネットワークの構築を目的に「日本社宅ネット開設準備室」を設置し、社宅アウトソーシングの本格展開に向けた研究開発活動に取組み、1998年10月に日本社宅サービス株式会社を設立いたしました。

その後、全国の不動産会社をフランチャイズ加盟店として次々とネットワーク化するとともに、社宅斡旋管理システム、社宅業務システムの開発を進め、インフラ整備ののちに本格的な展開を進めてまいりました。

年月	事項
1998年10月	東京都渋谷区代々木において、企業の社宅業務全般の代行を目的として、日本社宅サービス株式会社を設立
1998年12月	日本社宅ネットフランチャイズ本部を開設
1999年1月	本社を東京都新宿区大久保に移転
2002年7月	本社を東京都新宿区笹塚町に移転
2005年9月	東京証券取引所マザーズ市場に上場
2007年5月	ダイワード株式会社（現 クラシテ株式会社）を完全子会社化
2007年12月	新宿事業所（第1オペレーションセンター）を東京都新宿区原町に設置
2012年6月	（旧）株式会社スリーS（スマートセキュリティサービス株式会社）を関連会社化
2012年9月	第2オペレーションセンターを北海道札幌市に開設
2013年2月	株式会社コム・アンド・コムを関連会社化
2014年1月	文書保管センター（SUNNEXTAアーカイブズ）を東京都立川市に開設
2015年9月	株式会社コム・アンド・コムとの資本提携を解消
2016年3月	サンネクスタリーシング株式会社を設立
2016年7月	ダイワード株式会社からクラシテ株式会社に商号変更 当社孫会社のクラシテ不動産株式会社を設立
2016年11月	東京証券取引所市場第二部に上場
2017年6月	（旧）株式会社スリーS（スマートセキュリティサービス株式会社）から当社新設の100%子会社（現）株式会社スリーSが商号を含めた事業を全部譲受
2017年8月	株式会社全日総管理を完全子会社化
2019年6月	東京証券取引所市場第一部に指定
2019年7月	株式会社リスクマネジメント・アルファから当社子会社サンネクスタリーシング株式会社が保険代理店事業を譲受

3【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社4社、非連結子会社1社により構成されております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。なお、次の各事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げる「セグメント情報」の区分と同一であります。

セグメントの名称	事業内容	会社名
社宅管理事務代行業	社宅管理事務代行、システム開発他	日本社宅サービス(株)
施設総合管理事業	マンション等施設管理、修繕工事他	クラシテ(株) クラシテ不動産(株) (株)全日総管理
その他	管理部門向けコスト削減・業務効率化サービス、セキュアサポート他	(株)スリーS サンネクスタリーシング(株) 日本社宅サービス(株)

< 社宅管理事務代行業 >

社宅管理事務代行業は、顧客企業に対して社宅・寮及び駐車場の社宅事務業務をアウトソーシング事業として行うものであります。具体的には顧客企業に対して借上社宅物件の紹介、契約・入居手続、家賃の支払い、退去時における原状回復費用のチェック等の社宅管理事務代行サービスを提供しております。

当事業は顧客企業からの受託件数に対応して売上高が増加するビジネスモデルとなっております。受託件数とは社宅のアウトソーシングの申込を受けている申込済み件数と既に当社運営中の件数を合算した件数であります。

過去5年間の決算日現在の受託件数の推移は、次のとおりであります。

決算年月	2015年6月	2016年6月	2017年6月	2018年6月	2019年6月
受託件数(件)	190,113	199,084	206,135	218,593	221,123

< 施設総合管理事業 >

施設総合管理事業は、分譲マンションを中心とした施設管理を基盤に、そこから派生する修繕工事までのトータルマネジメントサービスを提供しております。

当事業は管理組合との管理受託契約に基づく管理棟数及び管理戸数をベースとした管理収入に加え、そこから派生する修繕工事等の付帯サービスを取り込むことによって売上高が増加いたします。

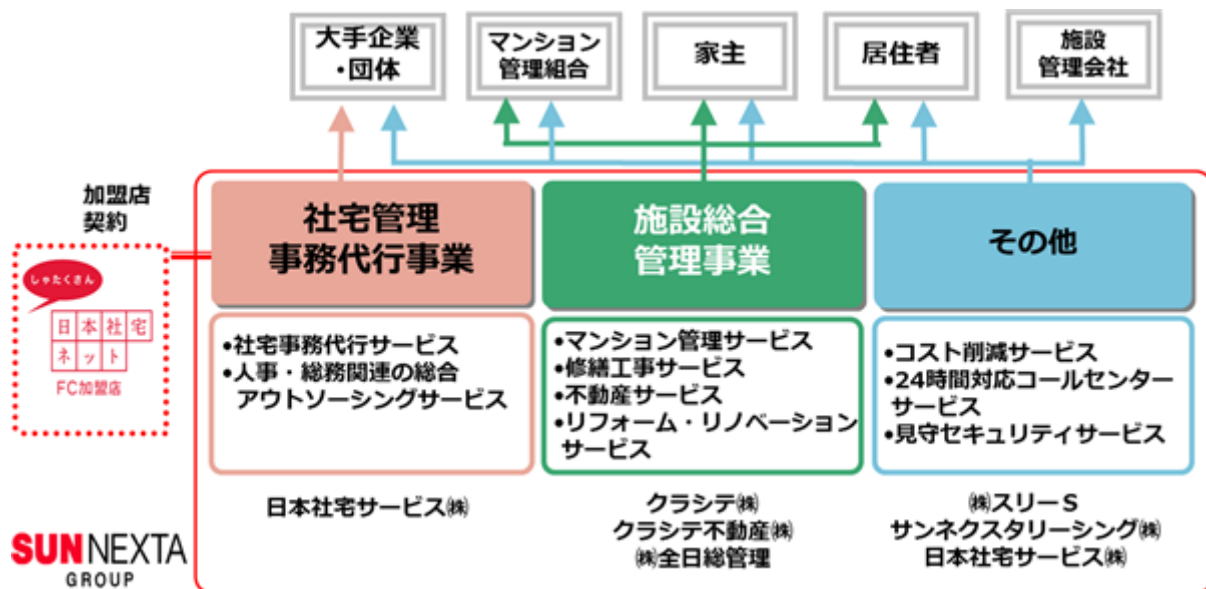
当連結会計年度末現在におけるマンション等管理棟数及び管理戸数は、次のとおりであります。

決算年月		2015年6月	2016年6月	2017年6月	2018年6月	2019年6月
管理棟数(棟)	マンション	640	647	650	661	669
	その他	357	389	234	239	248
管理戸数(戸)	マンション	22,682	22,785	22,909	23,457	23,824

< その他 >

顧客企業の管理部門向けのコスト削減・業務効率化サービスや防犯、防災、警備及び安全に関するシステム、設備、機器等のセキュアサポートサービス等を提供しております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) クラシテ株式会社 (注1.2)	東京都新宿区	100,000	マンション等施設 管理、修繕工事他	100.0	当社受託先企業の 社有施設の管理 役員の兼任5名
(連結子会社) クラシテ不動産株式 会社	東京都新宿区	40,000	賃貸管理仲介、売 買仲介他	100.0	役員の兼任4名
(連結子会社) 株式会社全日総管理	東京都新宿区	10,000	不動産のリフォー ム、リノベシヨ ン他	100.0	資金の貸付 役員の兼任4名
(連結子会社) 株式会社スリーS	東京都新宿区	18,500	防犯、防災、警備 及び安全に関する システム等の企 画、開発、販売、 運営他	100.0	資金の貸付 役員の兼任5名

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

2. クラシテ株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	3,241,463千円
	(2) 経常利益	101,012千円
	(3) 当期純利益	86,018千円
	(4) 純資産額	1,419,518千円
	(5) 総資産額	2,214,146千円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
社宅管理事務代行業	272(182)
施設総合管理事業	348(206)
報告セグメント計	620(388)
その他	15(7)
合計	635(395)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 施設総合管理事業の就業人員には、管理員等社員156人を含んでおります。

(2) 提出会社の状況

2019年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
285(189)	39.6	7.3	4,984

セグメントの名称	従業員数(人)
社宅管理事務代行業	272(182)
その他	13(7)
合計	285(189)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社には労働組合はありません。当社の子会社であるクラシテ株式会社では、一部の従業員が合同労働組合に加入しておりますが、労使関係において、特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営の基本方針

SUNNEXTAグループは、『新たな価値を創造し、世の中の標準に進化させる取り組みを通じて社会に貢献する』ことをミッションとしております。

その上で中長期的な経営の基本方針として、企業価値向上のため、当社グループは事業規模の拡大を推進するとともに、それを支える人材の強化及び次世代人材の育成を推進することとしております。

また、加速する経営環境の変化に対処し、長期的な展望に立って、グループ全体の収益構造の変革に取り組んでいくことを経営の基本方針としております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、成長に関する目標数値として「売上高成長率と営業利益成長率」「売上構成と営業利益構成」を、収益効率に関する目標数値として「売上高営業利益率」を、資本効率に関する目標値として「ROE（株主資本利益率）」を、株主還元に関する目標値として「配当性向とDOE（連結株主資本配当率）」を定め、株主資本の有効活用を目指しつつ、強固な財務基盤の確保を図り、最適資本構成の構築を推進してまいります。

資本効率に関する指標、ROEにつきましては目標値を10%以上と定め、株主還元に関する指標とした連結配当性向につきましては目標値を40%以上、DOEにつきましては目標値を4%以上と定め、持続的成長につなげてまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、社宅管理事務代行事業及び施設総合管理事業の強固な顧客基盤によって支えられている二つのストックビジネスを、更に裾野を広げた総合アウトソーシング事業として拡大するとともに、住まいと暮らしを支援するような新たなサービスを創出、提供することを宣言し、取り組んでおります。

そしてその根底には、創業期より大切にしてきた「顧客の声に学び、顧客のニーズに応える」取り組みがあり、『カスタマーバリューの拡大』と『オペレーショナルエクセレンスの追究』を基本としております。

グループの基本戦略は以下の3点となります。

ストックビジネスをベースにした継続的かつ安定的な成長

当社グループのアウトソーシングサービスの価値を認めていただいているお客様との関係継続を図り、新たなお客様へ拡大していきます。

お客様にとって価値が更に広がるような付加価値の高いサービスの創造

ソリューションサービスの現場を通じて、多くのニーズを察知し、当社グループだから実現できるような付加価値の高いサービスを創出していきます。

機能分化による意思決定と人材育成の早期化

事業単位及び役割機能別の組織体制を導入することにより、幹部人材の早期育成と意思決定等の経営の迅速化を図るとともに、合議を主体としてグループ共創経営への変革を進めます。

当社グループは、持続的成長を確実なものにするために、中期経営計画を支える戦略をもとに基盤事業の収益を強化するとともに、成長が期待される分野を戦略的に強化してまいります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、社宅管理事務代行サービスや人事・総務関連の総合アウトソーシングサービス、施設総合管理サービスなどを展開するトータル・アウトソーシング・サービスのリーディングカンパニーとして、次のスタンダードとなる新たな価値・サービスを創造していくとともに、お客様にとっての最良のパートナーとして、持続的成長を実現してまいります。

当社グループでは以下の3点を企業集団共通の対処すべき課題と認識し、取り組んでおります。

将来の中核事業となるような第3、第4のビジネスの創出と育成

中核人材の育成と次世代人材の育成

経営スピードの加速化

2【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上、リスク要因となる可能性がある事項について以下に記載しております。また、必ずしも事業上のリスクとは考えていない事項についても、投資判断の上で、あるいは当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

業務運営に係るリスクについて

社宅管理事務代行事業の事務処理は煩雑で件数も膨大なものとなり、業務運営上の事務処理リスクがともないます。また、施設総合管理事業においても管理業務上の事務リスクや不正リスクなどのオペレーショナルリスクが存在します。

当社グループでは、事務リスクの軽減を図るため、システム管理と工程別業務管理の併用により、業務基盤の整備を進めるとともに、業務管理体制の強化を図っておりますが、事務処理における事故・不正等を起こすことにより、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

情報保護リスクについて

当社グループは、個人番号（マイナンバー）を含む多数のお客様の個人情報をお預かりしているほか、様々な経営情報等を保有しております。これらの情報の管理については、個別事業会社毎に情報セキュリティポリシーと情報セキュリティ管理規程を定め、情報セキュリティ委員会を設置し、情報資産保護に関するマネジメントシステムのPDCAサイクルを運用しております。また個人情報の管理においては、個人情報保護方針、個人情報保護基本規程を定め個人情報保護委員会を設置し、適切な運営体制を構築しております。

しかしながら、これらの対策にもかかわらず情報の流出等の重大なトラブルが発生した場合には、法的責任を課される危険性があります。また法的責任まで問われない場合でもブランドイメージの低下などにより、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

情報システムリスクについて

当社グループは、多数のお客さまの個人情報や機密情報等をコンピュータ等により管理しており、万が一の場合に備えて最大限の保守・保全の対策を講じるとともに、社内規程の整備や社員教育の徹底、セキュリティシステムの強化等さまざまな対策と情報管理体制の徹底に努めております。しかしながら、未知のコンピュータウィルス等の予測できないシステム障害により、これら情報についての紛失や漏洩、改ざん等、また当社グループが提供するシステムサービスの障害発生による業務の不履行等が発生した場合、当社グループの社会的信用やブランドイメージの低下、発生した損害に対する賠償金等の支払い等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保と育成について

本格的な人口減少社会を迎え、一層の経済規模の縮小が懸念される中、当社グループは、競争力の源泉は人材であり、将来の成長と成功のためには、有能な人材の確保と育成が欠かせないものと考えております。しかしながら、適正な人材の採用・育成・維持・確保が計画通りに進捗しなかった場合、または有能な人材が社外に流出した場合、あるいは、人材不足の対策として技術革新を活用した省力化等が遅れた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

事業継続リスクについて

当社グループは、将来的に予測されうる大規模な自然災害、人身・物的な大事故、風評被害等、当社グループの事業継続に大きな影響を及ぼすあらゆるリスクを想定し、経営リスク管理規程や危機管理規程により、緊急対策が直ちに発動される体制を整えております。また、これらの災害・事故等の事象を網羅的に考慮した「事業継続計画」を策定し、発生した事象の復旧に対しては速やかに対処できるよう運用しておりますが、被害そのものは完全に回避できるものではないことから、これらの事象が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

季節変動について

社宅管理事務代行事業の転勤手続きに関するサービスは、転勤者が集中する春の異動期には繁忙を極めるため、オペレーターの増強で人件費負担が大きくなります。また、転勤契約手続きにともなう社宅賃貸借契約の契約金を、顧客企業に代わって当社が一時的に立替払いを行っており、その資金を銀行からの短期借入れで賄っていることから、一時的な短期の借入れ債務が多くなるとともに、顧客企業に対しては立替払い債権が多くなります。同時に大幅な業務量の増加による一時的なサービスの品質低下を招く恐れがあり、これらの季節変動要因が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

価格競争について

当社グループが展開する市場は、激しい価格競争下にあるものの、主力の社宅アウトソーシングサービスにおいては、アウトソーシングの本質である管理機能の最適化と強化を基本に調達面を含めた価格競争とは一線を引いた独自のサービスモデルを維持するとともに、お客様のトータルコスト削減を可能とする付加価値サービスの拡充に取り組んでおります。また、マンション管理市場においては、管理費用の値下げ要請などに対し、サービスの品質と価格の両面からバランスの取れた総合力を重視する施策を推進することで収益性向上に努めております。しかしながら、当社サービスが市場における優位性を維持できない場合や、激しい競争によって価格の下落を招いた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループの業績に影響を及ぼすリスク要因は、これらに限定されるものではありません。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善等により景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、米中貿易摩擦の深刻化など海外経済の不確実性が増し、国内景気に影響を与える可能性がある等、先行きの不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境においては、社宅管理事務代行事業は、企業の人手不足への対策が急務である中、福利厚生制度の充実を重要視する傾向は変わらず、加えて働き方改革等による残業抑制や生産性向上取組み等と相まって、さらなる外部委託ニーズにつながっており、アウトソーシングへの関心が引き続き高い状態にあります。また、福利厚生に求める内容も変化しており、限られた原資のなかで、ニーズに対応した質的な見直しが不可欠な状況となっております。

一方、施設総合管理事業は、市場規模は緩やかに拡大しているものの、マンション管理における修繕積立金不足の問題から管理組合による管理費見直しに伴う受注競争は依然として厳しく、人件費や輸送コストの上昇による建築コストの高騰、技能労働者の需給状況、今後の消費税増税に向けた対応等についても注視すべき状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、2020年6月期を最終年度とする5ヵ年中期経営計画を遂行中であり、ストックビジネスをベースにした継続的かつ安定的な成長、お客様にとって価値がさらに広がるような付加価値の高いサービスの創造、機能分化による意思決定と人材育成の早期化の3つの基本戦略を通じて、中長期的な企業価値の向上に注力してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は84億41百万円（前年同期比7.1%増）、営業利益は9億55百万円（同18.4%増）、経常利益は10億3百万円（同15.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は6億90百万円（同21.3%増）となり、いずれも過去最高を更新しました。

セグメント別の経営成績につきましては、以下のとおりであります。

社宅管理事務代行事業

社宅管理事務代行事業においては、一部既存顧客による解約の発生があったものの、年間を通じて良好な市場環境を背景に継続的かつ安定的な成長に向けた新規受注によるストックの積み上げが堅調に推移したことから、売上高は37億87百万円（前年同期比6.3%増）となりました。

一方、利益面では繁忙期の費用増や新サービスの開発に係る経費等の発生時期が来期にずれたことによる影響はありますが、概ね計画どおりに推移し、営業利益は6億94百万円（同9.3%増）となりました。

施設総合管理事業

マンション管理組合への問題解決の提案活動を強化したことにより、順調に施設管理のストックを維持拡大しております。また、今期は前年に比べ大規模な計画修繕工事件数は少なかったものの、台風等の災害発生の復旧に伴う小修繕工事件数や買取再販等の不動産サービスが増加したことから、売上高は41億3百万円（前年同期比8.5%増）となりました。

一方、利益面は人手不足や建築コストの上昇による原価増への対応として、管理委託費の値上げや業務効率化等の取組みを進めた結果、利益率は改善傾向にあり、営業利益は1億22百万円（前年同期比73.7%増）となりました。

その他

新規事業の創造を目指した新たなサービスの開発には複数テーマにおいて進捗がみられる一方で、その育成には時間を要している状況にあります。コスト削減サービスや24時間対応のコールセンターサービスが着実に拡大しており、売上高は5億49百万円（前年同期比2.8%増）、営業利益は1億35百万円（同38.1%増）となりました。

財政状態の状況

（資産）

流動資産は、前連結会計年度末に比べ6億44百万円増加し、54億74百万円となりました。これは主に、現金及び預金が5億86百万円増加、営業立替金が67百万円増加したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ3億45百万円増加し、40億60百万円となりました。これは主に、保有株式の時価評価に伴い投資有価証券が4億68百万円増加した一方で、賃貸不動産の売却により土地20百万円及び建物17百万円が減少したことと、ソフトウェアが47百万円減少、のれんが34百万円減少したことによるものであります。

（負債）

流動負債は、前連結会計年度末に比べ1億14百万円減少し、20億4百万円となりました。これは主に、買掛金が1億20百万円減少したことによるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ1億62百万円増加し、9億47百万円となりました。これは主に、繰延税金負債が1億73百万円増加したことによるものであります。

（純資産）

純資産は、前連結会計年度末に比べ9億42百万円増加し、65億82百万円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益の発生6億90百万円、保有株式の時価評価に伴うその他有価証券評価差額金が3億25百万円増加したことによるものであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、財政状態については遡及処理後の前連結会計年度末の数値で比較を行っております。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ5億86百万円増加し、当連結会計年度末には31億92百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において、営業活動の結果増加した資金は7億8百万円（前連結会計年度は6億72百万円の資金の増加）となりました。これは主として、税金等調整前当期純利益10億26百万円、仕入債務の減少1億20百万円、及び法人税等の支払額2億99百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において、投資活動の結果支出した資金は0百万円（前連結会計年度は99百万円の資金の増加）となりました。これは主として、有形固定資産の売却による収入46百万円があったものの、無形固定資産の取得による支出35百万円、有形固定資産の取得による支出14百万円及び関係会社株式の取得による支出7百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において、財務活動の結果支出した資金は1億21万円（前連結会計年度は8億5百万円の資金の支出）となりました。これは主として、配当金の支払額1億80百万円及び株式の発行による収入60百万円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 受注実績

該当事項はありません。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称		当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	
		金額(千円)	前年同期比(%)
社宅管理事務 代行事業	社宅管理事務代行	3,735,350	105.5
	システム導入	52,413	219.4
	小計	3,787,763	106.3
施設総合管 理事業	マンション等施設管理	2,447,527	101.8
	修繕工事	1,154,265	99.3
	その他	501,709	230.9
	小計	4,103,501	108.5
報告セグメント計		7,891,265	107.4
その他		549,922	102.8
合計		8,441,187	107.1

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、必要となる見積りに関しては、過去の実績等を勘案し、合理的と判断される基準に基づいて行っております。なお、連結財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針については、「第5 経理の状況、1 連結財務諸表等、(1) 連結財務諸表、注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載されているとおりであります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 当連結会計年度の当社グループの経営成績及びキャッシュ・フローの概況

「第2 事業の状況、3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、(1) 経営成績等の状況の概要」をご参照ください。

b. 当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 [事業の状況] 2 [事業等のリスク]」を参照願います。

c. 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、事業運営上必要な資金を安定的に確保し、グループ内で効率的に活用することとしており、原則として自己資金を中心に賄い、必要に応じて金融機関からの借入等による資金調達を行うことを基本としております。

社宅管理事務代行業業におきましては、転勤契約手続きにともなう社宅賃貸契約の契約金を、顧客企業に代わって当社が一時的に立替払いを行っており、転勤者が集中する異動期等には営業立替金が多く発生し資金不足となるため、金融機関と当座貸越契約を締結し、必要に応じて借入を実施しております。

d. 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、2015年8月に発表いたしました5ヵ年中期経営計画（2015年7月～2020年6月）において連結売上高9,738百万円、連結営業利益1,276百万円を業績達成目標として掲げ、その実現に向け、ストックビジネスをベースにした継続かつ安定的な成長、お客様にとって価値がさらに広がるような付加価値の高いサービスの創造、機能分化による意思決定と人材育成の早期化の3つの基本戦略を通じて、中長期的な企業価値の向上に注力しております。

中期経営計画の進捗につきましては、第三の柱となる事業の創出において、コスト削減サービスや24時間対応のコールセンターサービスにて着実な拡大を図りながら、2020年6月期には新たに保険サービスの取組みを開始するなど引き続き複数のサービスの育成を推し進めますが、中期経営計画で想定する規模に向けた事業化が遅れていることから、計画に対してはその他セグメントの収益規模が不足する状況にあります。また、既存の2つの主力事業においては、社宅管理事務代行業業でストックの当初目標規模に対して若干の不足が予測されること、施設総合管理事業の管理サービスにおける営業力・防衛力強化の取組みに遅れがあること等がありますが、堅実かつ着実にストックの維持拡大が図られ、付帯サービスを含めた収益規模の拡大も概ね計画どおり推移する見通しであります。

一方、今後のさらなる規模拡大や生産性向上への投資について、すでに公表している5ヵ年中期経営計画以上に、その投資規模を拡大する計画としたことから、償却を含めた費用の拡大を見込んでおり、その他セグメントの減少を主力事業にてカバーするまでには至らず、連結売上高及び各利益とも過去最高を更新するものの、中期経営計画において目論んだ水準には届かない見通しであります。

以上により、2020年6月期の連結業績は、売上高94億80百万円（前年同期比12.3%増）、営業利益10億55百万円（同10.5%増）、経常利益11億1百万円（同9.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益7億15百万円（同3.7%増）を見込んでおります。

4【経営上の重要な契約等】

(1) フランチャイズ契約について

当社は、社宅の事務管理業務及び採用・転勤に伴う社宅の手配・提供業務とその周辺事務を一括して受託しております（社宅アウトソーシング）。そのため、各地に赴任する転勤者及び採用者向けの社宅手配・提供に対応する加盟店ネットワーク（以下、「日本社宅ネット」という。）を全国規模で展開しており、各地の不動産会社との間でフランチャイズ契約を締結しております。

フランチャイズ契約の当事者は、フランチャイザーである当社とフランチャイジーとなる加盟店であり、契約の要旨は以下のとおりであります。

当事者間（当社及び加盟会社）で締結する契約

契約の名称

「日本社宅ネット」フランチャイズ加盟契約

加盟金及びライセンス使用料の対価

フランチャイズ加盟契約の締結により、社宅斡旋管理業務を中心とした法人対応ノウハウ及び社宅アウトソーシング営業ノウハウ、商標、サービスマークの継続的な使用を認めており、対価として加盟金等を受領しております。

(2) 事業譲渡契約について

当社は、2019年4月15日開催の取締役会に基づき株式会社リスクマネジメント・アルファ（以下「同社」）と、同社が運営する保険代理店事業について譲受けに向けた基本合意書を2019年4月18日に締結いたしました。保険代理店事業について、2019年6月10日付で同社と当社子会社（非連結子会社）であるサンネクスタリーシング株式会社において事業譲渡契約を締結し、2019年7月1日付で同社から譲受けをいたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表（2 財務諸表等（1）財務諸表） 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりです。

5【研究開発活動】

当社グループは、トータル・アウトソーシング・サービスのリーディングカンパニーとして、次のスタンダードとなる新たな価値・サービスを創造していくとともに、重要課題として、将来の中核事業となるような第3、第4のビジネスの創出と育成を掲げ、新規事業の創出に取り組んでおります。

なお、当社グループの研究開発活動は、顧客に潜在する問題やニーズを把握し、問題解決の手法を提供するサービスの改善や従来にはない新たなサービスの構築など、経常的な活動に起因するものであるため、研究開発費の金額は記載しておりません。

当連結会計年度における主な研究開発活動状況を示すと、従来の大手企業を中心としたフルアウトソーシング型のサービスに加え、これまでニーズに応えきれなかった中小企業向けの社宅アウトソーシングへも対応範囲を拡大させるため、新たなシステムの開発を推進しており、固定資産として25,735千円を計上しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は、58,876千円（無形固定資産を含む。）となりました。

これは主として、社宅管理事務代行事業における顧客向け社宅管理システムのソフトウェア（ソフトウェア仮勘定含む）の取得30,862千円及び施設総合管理事業におけるリース資産取得11,809千円によるものであります。

また、施設総合管理事業において賃貸用不動産として保有していた5物件の土地・建物を売却しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

当連結会計年度末における各事業所の設備、投下資本並びに従業員の配置状況は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (人)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都新宿区)	社宅管理事務代行事業 その他の事業 全社（共通）	本社事務所設備 事務用機器	7,483	8,944	23,192	39,619	50 (17)
第1オペレー ションセンター (東京都新宿区)	社宅管理事務代行事業 その他の事業	事業所設備 事務用機器	3,290	24,559	49,916	77,766	193 (128)
第2オペレー ションセン ター（北海道札 幌市）	社宅管理事務代行事業	事業所設備 事務用機器	5,793	7,096	104	12,995	42 (44)

- (注) 1. 帳簿価額には、消費税等を含めておりません。
2. 従業員数の()は、年間の平均臨時従業員数を外書しております。
3. 本社事務所は賃借しており、年間賃借料は30,372千円であります。なお、当該本社事務所の一部を関連会社に転貸しております。
4. 第1オペレーションセンターは賃借しており、年間賃借料は76,938千円であります。
5. 第2オペレーションセンターは賃借しており、年間賃借料は22,950千円であります。
6. 帳簿価額には、ソフトウェア仮勘定を含めておりません。

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）						従業員数 (人)
				建物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	ソフト ウェア	合計	
クラシテ(株)	本社 (東京都新宿区)	施設総合 管理事業	事務用機器	1,641	4,310	-	11,022	12,787	29,761	320 (201)
クラシテ不 動産(株)	本社 (東京都新宿区)	施設総合 管理事業	事務用機器	29,047	448	38,229 (328.3)	-	551	68,275	6 (1)
(株)全日総管 理	本社 (東京都新宿区)	施設総合 管理事業	土地・建物 事務用機器	70,244	596	299,506 (2,455.3)	-	2,367	372,715	22 (4)
(株)スリーS	本社 (東京都新宿区)	その他事 業	事務用機器	139	-	-	-	-	139	2 (-)

- (注) 1. 帳簿価額には、消費税等を含めておりません。
2. 従業員数の()は、年間の平均臨時従業員数を外書しております。なお、出向者については、出向先の従業員数に含めております。
3. クラシテ株式会社の本社及び支店は賃借しており、年間賃借料は61,225千円であります。
4. クラシテ不動産株式会社の本社は賃借しており、年間賃借料は5,253千円であります。
5. 株式会社スリーSの本社は賃借しており、年間賃借料は1,393千円であります。
6. 帳簿価額には、ソフトウェア仮勘定を含めておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社	本社 (東京都新宿区)	社宅管理事 務代行事業	顧客向け社宅 管理支援シス テム	137,365	25,735	自己資金	2018月8月	未定	新たな顧 客企業の 獲得によ る受案件 数の拡 大、 業務効率 化向上

(注) 1 上記金額には、消費税等を含んでおりません。

- 2 前連結会計年度末において計画しました顧客向け社宅管理支援システムにつきましては、投資予定金額の総額を変更しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	22,800,000
計	22,800,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2019年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2019年9月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,736,700	10,752,700	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	10,736,700	10,752,700	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2019年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 当社株式は、2019年6月27日付で東京証券取引所市場第二部から、同取引所市場第一部に指定されました。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づく新株予約権は以下のとおりです。

2012年5月15日取締役会決議（第7回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年8月31日)
決議年月日	2012年5月15日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役5、監査役3	
新株予約権の数(個)	295	295
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	118,000	118,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株につき 0.5	同左
新株予約権の行使期間	自 2012年6月12日 至 2042年6月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 87 資本組入額 44	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4参照	同左

(注)1. 本新株予約権の発行の日(以下、「発行日」という)後、株式の分割または併合が行われる場合、未行使の本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生じる1株の100分の1未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

発行日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、株式の数については当社が必要と認める調整を行う。

2. 発行日以降、株式の分割または併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または} \quad \text{1株当たり払込金額}}{\text{処分株式数}} \times \text{または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、発行日以降、本新株予約権を発行後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、1株当たりの行使価額について当社は必要と認める調整を行う。

3. 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 当社の取締役及び監査役のいずれも、その地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り権利行使ができるものとする。(新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権者の法定相続人1名に限り、死亡した日の1年以内に権利行使をすることができる。)
- (2) 新株予約権の行使は、全部につき一括して権利行使することとし、分割行使はすることができない。
- (3) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転の組織再編成行為をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約及び株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

2012年9月27日取締役会決議（第10回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年8月31日)
決議年月日	2012年9月27日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役5、監査役3	
新株予約権の数(個)	270	270
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	108,000	108,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき0.5	同左
新株予約権の行使期間	自 2012年10月26日 至 2042年10月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 74 資本組入額 37	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3参照	同左

(注)1. 本新株予約権の発行の日（以下、「発行日」という）後、株式の分割または併合が行われる場合、未行使の本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生じる1株の100分の1未満の端株はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

発行日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、株式の数については当社が必要と認める調整を行う。

2. 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 当社取締役並びに監査役のいずれも、その地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り、権利行使ができるものとする。
- (2) 新株予約権については、その数の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、及び本新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
- (4) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)に記載の資本金等増加限度額から、上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の条件
 - (ア) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が株式分割となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (イ) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

2015年9月25日取締役会決議（第13回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年8月31日)
決議年月日	2015年9月25日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役6、監査役3	
新株予約権の数(個)	149	149
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	59,600	59,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき0.5	同左
新株予約権の行使期間	自 2015年10月30日 至 2045年10月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 226 資本組入額 113	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3参照	同左

(注)1. 本新株予約権の発行の日(以下、「発行日」という)後、株式の分割または併合が行われる場合、未行使の本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生じる1株の100分の1未満の端株はこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

発行日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、株式の数については当社が必要と認める調整を行う。

2. 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 当社取締役並びに監査役のいずれも、その地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り、権利行使ができるものとする。
- (2) 新株予約権については、その数の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、及び本新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
- (4) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 (ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
 (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)に記載の資本金等増加限度額から、上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の条件
 (ア) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が株式分割となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 (イ) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

2016年3月29日取締役会決議(第15回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年8月31日)
決議年月日	2016年3月29日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役4、監査役2	
新株予約権の数(個)	58	58
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	23,200	23,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき0.5	同左
新株予約権の行使期間	自 2016年4月15日 至 2046年4月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 302 資本組入額 151	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3参照	同左

(注)1. 本新株予約権の発行の日(以下、「発行日」という)後、株式の分割または併合が行われる場合、未行使の本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生じる1株の100分の1未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

発行日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、株式の数については当社が必要と認める調整を行う。

2. 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 当社取締役並びに監査役のいずれも、その地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り、権利行使ができるものとする。
- (2) 新株予約権については、その数の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、及び本新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができ。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
- (4) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
(イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)に記載の資本金等増加限度額から、上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の条件
(ア) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が株式分割となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
(イ) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

2016年3月29日取締役会決議（第17回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年8月31日)
決議年月日	2016年3月29日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社取締役2	
新株予約権の数(個)	6	6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	2,400	2,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき0.5	同左
新株予約権の行使期間	自 2016年4月15日 至 2046年4月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 302 資本組入額 151	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3参照	同左

(注)1. 本新株予約権の発行の日(以下、「発行日」という)後、株式の分割または併合が行われる場合、未行使の本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生じる1株の100分の1未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

発行日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、株式の数については当社が必要と認める調整を行う。

2. 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 当社又は当社子会社の取締役並びに監査役のうちいずれも、その地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り、権利行使ができるものとする。
- (2) 新株予約権については、その数の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、及び本新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
- (4) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
(イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)に記載の資本金等増加限度額から、上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の条件
(ア) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が株式分割となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
(イ) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

2016年9月28日取締役会決議（第18回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年8月31日)
決議年月日	2016年9月28日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員242、当社子会社従業員92	
新株予約権の数(個)	932	852
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	186,400	170,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株につき580	同左
新株予約権の行使期間	自 2018年11月1日 至 2020年10月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 671 資本組入額 336	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4参照	同左

(注)1. 本新株予約権の発行の日(以下、「発行日」という)後、株式の分割または併合が行われる場合、未行使の本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生じる1株の100分の1未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

発行日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、株式の数については当社が必要と認める調整を行う。

2. 発行日以降、株式の分割または併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{新株発行前または処分前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、発行日以降、本新株予約権を発行後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、1株当たりの行使価額について当社は必要と認める調整を行う。

3. 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 本新株予約権者は、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役もしくは執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任、定年退職その他新株予約権割当契約に定める事由により、これらの地位を失った場合はこの限りではない。
 - (2) 本新株予約権者が死亡した場合は、権利行使期間中の死亡の場合に限り、相続人は新株予約権割当契約に定めるところにより権利行使をすることができる。
 - (3) 新株予約権者は、以下の各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
 - (ア) 新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
 - (イ) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (ウ) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合
 - (4) その他の権利行使の条件は、本新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - (5) 新株予約権の行使の条件
上記に定める行使条件に準じて決定する。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 (ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
 (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)に記載の資本金等増加限度額から、上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2016年9月28日取締役会決議（第19回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年8月31日)
決議年月日	2016年9月28日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役9、監査役3	
新株予約権の数(個)	49	49
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	19,600	19,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき 1	同左
新株予約権の行使期間	自 2016年11月1日 至 2046年10月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 457 資本組入額 229	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3 参照	同左

(注)1. 本新株予約権の発行の日(以下、「発行日」という)後、株式の分割または併合が行われる場合、未行使の本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生じる1株の100分の1未満の端株はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

発行日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、株式の数については当社が必要と認める調整を行う。

2. 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 当社又は当社子会社の取締役並びに監査役のいずれも、その地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り、権利行使ができるものとする。
- (2) 新株予約権については、その数の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、及び本新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
- (4) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記に定める行使条件に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（ア）に記載の資本金等増加限度額から、上記（ア）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2016年9月28日取締役会決議（第20回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年8月31日)
決議年月日	2016年9月28日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社取締役2	
新株予約権の数(個)	4	4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	1,600	1,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1	同左
新株予約権の行使期間	自 2016年11月1日 至 2046年10月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 457 資本組入額 229	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3参照	同左

(注)1. 本新株予約権の発行の日(以下、「発行日」という)後、株式の分割または併合が行われる場合、未行使の本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生じる1株の100分の1未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

発行日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、株式の数については当社が必要と認める調整を行う。

2. 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 当社又は当社子会社の取締役並びに監査役のうちいずれも、その地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り、権利行使ができるものとする。
- (2) 新株予約権については、その数の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、及び本新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
- (4) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記に定める行使条件に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
(イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)に記載の資本金等増加限度額から、上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする

2017年9月27日取締役会決議（第21回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年8月31日)
決議年月日	2017年9月27日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員230、当社子会社従業員99	
新株予約権の数(個)	1,327	1,327
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	132,700	132,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株につき 873	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年11月1日 至 2021年10月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,026 資本組入額 513	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4参照	同左

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。また、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 発行日以降、株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、発行日以降、本新株予約権を発行後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は株式交換もしくは株式移転を行う場合、1株当たりの行使価額について当社は必要と認める調整を行う。

3. 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権者は、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役もしくは執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任、定年退職その他新株予約権割当契約に定める事由により、これらの地位を失った場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者が死亡した場合は、権利行使期間中の死亡の場合に限り、相続人は新株予約権割当契約に定めるところにより権利行使をすることができる。
- (3) 本新株予約権者は、以下の各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
 - (ア) 新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
 - (イ) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (ウ) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合
- (4) その他の権利行使の条件は、本新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (5) 新株予約権の行使の条件
上記に定める行使条件に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（ア）に記載の資本金等増加限度額から、上記（ア）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2017年9月27日取締役会決議（第22回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年8月31日)
決議年月日	2017年9月27日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役10、監査役4	
新株予約権の数(個)	70	70
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	14,000	14,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1	同左
新株予約権の行使期間	自 2017年10月27日 至 2047年10月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 743 資本組入額 372	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3参照	同左

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。また、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める合理的な範囲で株式数の調整を行うことができる。

2. 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内に限り、権利行使ができるものとする。
- (2) 本新株予約権については、その数の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、及び本新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
- (4) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 上記に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
 上記に定める行使条件に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)に記載の資本金等増加限度額から、上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする

2017年9月27日取締役会決議（第23回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年8月31日)
決議年月日	2017年9月27日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社取締役3	
新株予約権の数(個)	13	13
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	2,600	2,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき 1	同左
新株予約権の行使期間	自 2017年10月27日 至 2047年10月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 743 資本組入額 372	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3参照	同左

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。また、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める合理的な範囲で株式数の調整を行うことができる。

2. 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内に限り、権利行使ができるものとする。
- (2) 本新株予約権については、その数の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、及び本新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
- (4) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記に定める行使条件に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
(イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（ア）に記載の資本金等増加限度額から、上記（ア）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする

2018年9月26日取締役会決議（第24回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年8月31日)
決議年月日	2018年9月26日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員232、当社子会社従業員99	
新株予約権の数(個)	1,561	1,561
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	156,100	156,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株につき768	同左
新株予約権の行使期間	自2020年11月1日 至2022年10月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 890.42 資本組入額(注)3参照	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5参照	同左

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。また、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 発行日以降、株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、発行日以降、本新株予約権を発行後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は株式交換もしくは株式移転を行う場合、1株当たりの行使価額について当社は必要と認める調整を行う。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額に関する事項は次のとおりであります。

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 本新株予約権者は、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役もしくは執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任、定年退職その他新株予約権割当契約に定める事由により、これらの地位を失った場合はこの限りではない。

- (2) 本新株予約権者が死亡した場合は、権利行使期間中の死亡の場合に限り、相続人は新株予約権割当契約に定めるところにより権利行使をすることができる。
 - (3) 本新株予約権者は、以下の各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
 - (ア) 新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
 - (イ) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (ウ) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合
 - (4) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - (5) 新株予約権の行使の条件
上記に定める行使条件に準じて決定する。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（ア）に記載の資本金等増加限度額から、上記（ア）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2018年9月26日取締役会決議（第25回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年8月31日)
決議年月日	2018年9月26日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役10、監査役4	
新株予約権の数(個)	112	112
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	22,400	22,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1	同左
新株予約権の行使期間	自2018年10月26日 至2048年10月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 640.94 資本組入額(注)2参照	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4参照	同左

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。また、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める合理的な範囲で株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内に限り、権利行使ができるものとする。
- (2) 本新株予約権については、その数の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。
- (3) その他の権利行使の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (4) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、及び本新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記に定める行使条件に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)に記載の資本金等増加限度額から、上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2018年9月26日取締役会決議（第26回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2019年6月30日)	提出日の前月末現在 (2019年8月31日)
決議年月日	2018年9月26日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社取締役3、監査役1	
新株予約権の数(個)	21	21
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	4,200	4,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1	同左
新株予約権の行使期間	自 2018年10月26日 至 2048年10月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 640.94 資本組入額(注)2参照	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4参照	同左

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。また、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める合理的な範囲で株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内に限り、権利行使ができるものとする。
- (2) 本新株予約権については、その数の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。
- (3) その他の権利行使の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (4) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、及び本新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記に定める行使条件に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
(イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)に記載の資本金等増加限度額から、上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2014年7月1日～ 2015年6月30日 (注)1	71,800	6,242,500	10,981	643,150	10,981	390,399
2015年7月1日～ 2016年6月30日 (注)1	60,700	6,303,200	23,370	666,521	23,370	413,770
2016年7月1日～ 2016年8月31日 (注)1	3,100	6,306,300	1,283	667,804	1,283	415,053
2016年8月31日 (注)2	1,200,000	5,106,300	-	667,804	-	415,054
2016年9月1日～ 2016年9月30日 (注)1	6,600	5,112,900	2,732	670,537	2,732	417,786
2016年10月1日 (注)3	5,112,900	10,225,800	-	670,537	-	417,786
2016年10月1日～ 2016年11月2日 (注)1	45,400	10,271,200	9,397	679,934	9,397	427,184
2016年11月2日 (注)4	35,700	10,306,900	9,103	689,038	9,103	436,287
2016年11月3日～ 2017年6月30日 (注)1	116,800	10,423,700	24,177	713,216	24,177	460,465
2017年7月1日～ 2017年10月25日 (注)1	97,400	10,521,100	8,298	721,514	8,298	468,764
2017年10月26日 (注)5	24,500	10,545,600	10,045	731,559	10,045	478,809
2017年10月27日～ 2018年6月30日 (注)1	34,600	10,580,200	7,162	738,722	7,162	485,971
2018年7月1日～ 2018年10月24日 (注)1	41,800	10,622,000	8,652	747,374	8,652	494,623
2018年10月25日 (注)6	23,300	10,645,300	9,145	756,519	9,145	503,768
2018年10月25日～ 2019年6月30日 (注)1	91,400	10,736,700	26,578	783,098	26,578	530,347

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 2016年8月31日付で自己株式1,200,000株を消却いたしました。これにより発行済株式総数は1,200,000株減少しております。
3. 2016年10月1日付をもって普通株式1株を2株に株式分割しております。
4. 2016年11月2日付の譲渡制限付株式報酬としての新株式有償発行35,700株により発行済株式総数が増加しております。
 発行価格 510円
 資本組入額 255円
 割当先取締役及び子会社取締役 計11名
5. 2017年10月26日付の譲渡制限付株式報酬としての新株式有償発行24,500株により発行済株式総数が増加しております。
 発行価格 820円
 資本組入額 410円
 割当先取締役及び子会社取締役 計13名
6. 2018年10月25日付の譲渡制限付株式報酬としての新株式有償発行23,300株により発行済株式総数が増加しております。
 発行価格 785円
 資本組入額 392.5円
 割当先取締役及び子会社取締役 計13名
7. 2019年7月1日から2019年8月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が16,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ5,368千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2019年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人・その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	5	20	26	29	-	2,170	2,250	-
所有株式数(単元)	-	4,807	2,772	21,963	9,449	-	68,364	107,355	1,200
所有株式数の割合(%)	-	4.48	2.58	20.46	8.80	-	63.68	100	-

(注) 自己株式1,146,531株は、「個人その他」に11,465単元及び「単元未満株式の状況」に31株を含めて記載しております。

(6)【大株主の状況】

2019年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社光通信	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	1,005,600	10.49
笹 晃弘	東京都中央区	787,300	8.21
株式会社ベネフィット・ワン	東京都千代田区大手町2丁目6-2	778,000	8.11
長友 孝祥	静岡県田方郡函南町	633,800	6.61
KBL EPB S.A. 107704 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	43 BOULEVARD ROYAL L - 2955 LUXEMBOURG (東京都港区港南2丁目15-1)	343,200	3.58
SUNNEXTAグループ従業員持株会	東京都新宿区笹塚35	340,400	3.55
永井 詳二	東京都港区	222,200	2.32
内藤 征吾	東京都中央区	217,000	2.26
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2-1	180,000	1.88
DBS BANK LTD. 700152 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	6 SHENTON WAY DBS BUILDING TOWER ON E SINGAPORE 068809 (東京都港区港南2丁目15-1)	174,700	1.82
計	-	4,682,200	48.82

(注) 前事業年度末において主要株主でなかった株式会社光通信は、当事業年度末現在では主要株主となっております。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,146,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,589,000	95,890	-
単元未満株式	普通株式 1,200	-	(注)
発行済株式総数	10,736,700	-	-
総株主の議決権	-	95,890	-

(注) 単元未満株式には、当社所有の自己株式31株が含まれております。

【自己株式等】

2019年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 日本社宅サービス株式会社	東京都新宿区笹塚町35番地	1,146,500	-	1,146,500	10.68
計	-	1,146,500	-	1,146,500	10.68

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	73	57
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 1.取得株式は、全て単元未満株式の買取請求による自己株式の取得であります。

2.当期間における取得自己株式には、2019年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	1,146,531	-	1,146,531	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2019年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要な政策のひとつと考えており、そのうえで安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としながら、今後の事業展開等を勘案して決定することとしております。また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行う事を基本方針としており、2020年6月期より連結当期純利益に対する配当性向の基準を40%以上としたうえ、D O E（連結株主資本配当率）4%以上を目標とし、各事業年度の連結業績などを勘案しながら利益配当を行っていくことで、資本の効率と利益配分の双方を配当目標とします。なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めており、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

2019年6月期の期末配当につきましては、1株当たり10円としておりましたが、今期の業績見通しに加えて内部留保の累積状況や資金需要動向等を総合的に勘案した結果、増配が可能であるとの判断に至りましたので、1株当たりの期末配当を3円増配し、13円とさせていただきます。また、内部留保の用途につきましては、今後の経営環境の変化に備えた事業基盤の強化や新規事業への投資等に充当するとともに、さらには、今後の事業展開のための人材の確保や育成に役立てたいと考えております。

これにより、既の実施いたしました中間配当金9円と合わせ、年間配当金は1株当たり22円となります。

当社は5ヵ年中期経営計画の最終年度を迎えるにあたり、配当還元に関する経営指標については、概ね達成できる見通しが立ったことを踏まえ、配当の引き上げを行い、より一層の株主還元を図りつつ、安定的かつ継続的な株主還元の充実を図っていく所存であります。

上記方針に基づき、2020年6月期につきましては1株当たり年間配当金を、2019年6月期より4円増配の26円00銭（中間配当13円00銭含む）を予定しております。

当事業年度に係る配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2019年2月4日 取締役会決議	86,178	9.0
2019年9月27日(予定) 定時株主総会決議(注)	124,672	13.0

(注) 2019年6月30日を基準日とする期末配当であり、2019年9月27日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として提案しております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「お客様に最高の満足と集う人々の幸福の創造と拡大をし続け、夢の総和の実現をはかる」という存在理念のもと、持続的な成長と企業市民としての社会的な存在価値及び中長期的な企業価値を向上させることを目的として、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定しております。この方針を支えるコーポレートガバナンスの重要性を充分認識し、経営の公正性、透明性を確保するとともに、迅速な意思決定の維持・向上に努めることがコーポレートガバナンスの基本であると考えております。

当社は、引き続き企業倫理と法令遵守の徹底及び内部統制の強化を推進するとともに、株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会の様々なステークホルダーに適正な利益を継続的に確保・還元するための企業価値の拡大に努め、その責任を果たしてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(イ) 企業統治の体制の概要

当社は、会社法上の機関として、株主総会、取締役会、監査役のほか、監査役会及び会計監査人を設置しております。それ以外の機関として、経営会議、委員会（内部統制委員会、リスク管理委員会他）を設置しております。

1. 取締役会（月1回開催）

下記の取締役10名（うち2名は社外取締役）で構成し、「企業価値向上」のための経営方針、事業計画、組織及び財務状況等の施策や業務執行に関する重要事項について、法令・定款の定めはもとより、コーポレート・ガバナンス・コード等をふまえた取締役会規程に基づいて決定を行うとともに、当社及び子会社の業務執行状況の確認、監督に努めております。

議長：代表取締役社長 笹見弘

構成員：常務取締役 市原康太郎、常務取締役 石上明子、常務取締役 高木章、取締役 小山長規、取締役 石上敦司、取締役 吉田勇、取締役 田中俊治、社外取締役 長山宏、社外取締役 青淵正幸

2. 経営会議（月2回開催）

常勤役員を中心に構成し、方針の伝達・徹底、業務成果の検証、問題点の把握など、情報の共有化を図るとともに、業務執行に関する重要な事項について審議し、または報告を受け、審議事項については、経営会議構成員が審議を尽くし、合議の上で決定しております。

また、内部統制の状況を経営的視点から、組織が健全かつ効率的に運営され、各部署が定めた所定の基準や手続きに基づいて管理・監視ができていないかを牽制し、コンプライアンス意識の向上につなげるための機構としております。

3. 監査役会（月1回開催）

下記の監査役4名（うち3名は社外監査役）で構成し、監査役会規程に基づき、独立した立場から取締役の職務執行の監視、監督を行っております。

議長：常勤監査役 碩修身

構成員：常勤社外監査役 宮川洋一、社外監査役 中西康晴、社外監査役 笹本憲一

4. 社外役員会議（年4回以上開催）

主に社外役員で構成し、取締役会における経営陣幹部及び取締役の報酬、並びに取締役・監査役候補の指名の決定にあたっては、同会議に諮問を行っております。また、その他、同会議では、当社の経営、事業及びコーポレートガバナンスに関する事項等について、企業価値の向上を図るうえで自由に議論し、意見交換する場としております。

5. 内部統制委員会（年4回以上開催）

常勤役員で構成し、内部統制の状況を経営的視点から、組織が健全かつ効率的に運営され、各部署が定めた所定の基準や手続きに基づいて管理・監視ができていないかを牽制し、コンプライアンス意識の向上につなげるための活動を行っております。

6. リスク管理委員会（四半期に1回開催）

当社の持続的な成長を図ることを目的に、主に部門マネージャーで構成され、組織目標の達成を阻害する要因であるリスクを識別・分類・分析し、リスクがもたらす影響や発生可能性を考慮して、回避・低減・移転・受容等の対応を明確にすることを基本としております。なお、全社リスク管理委員会の下部組織として、各部門の運営により、部門リスク管理委員会を毎月1回開催し、モニタリング活動を中心に行っております。

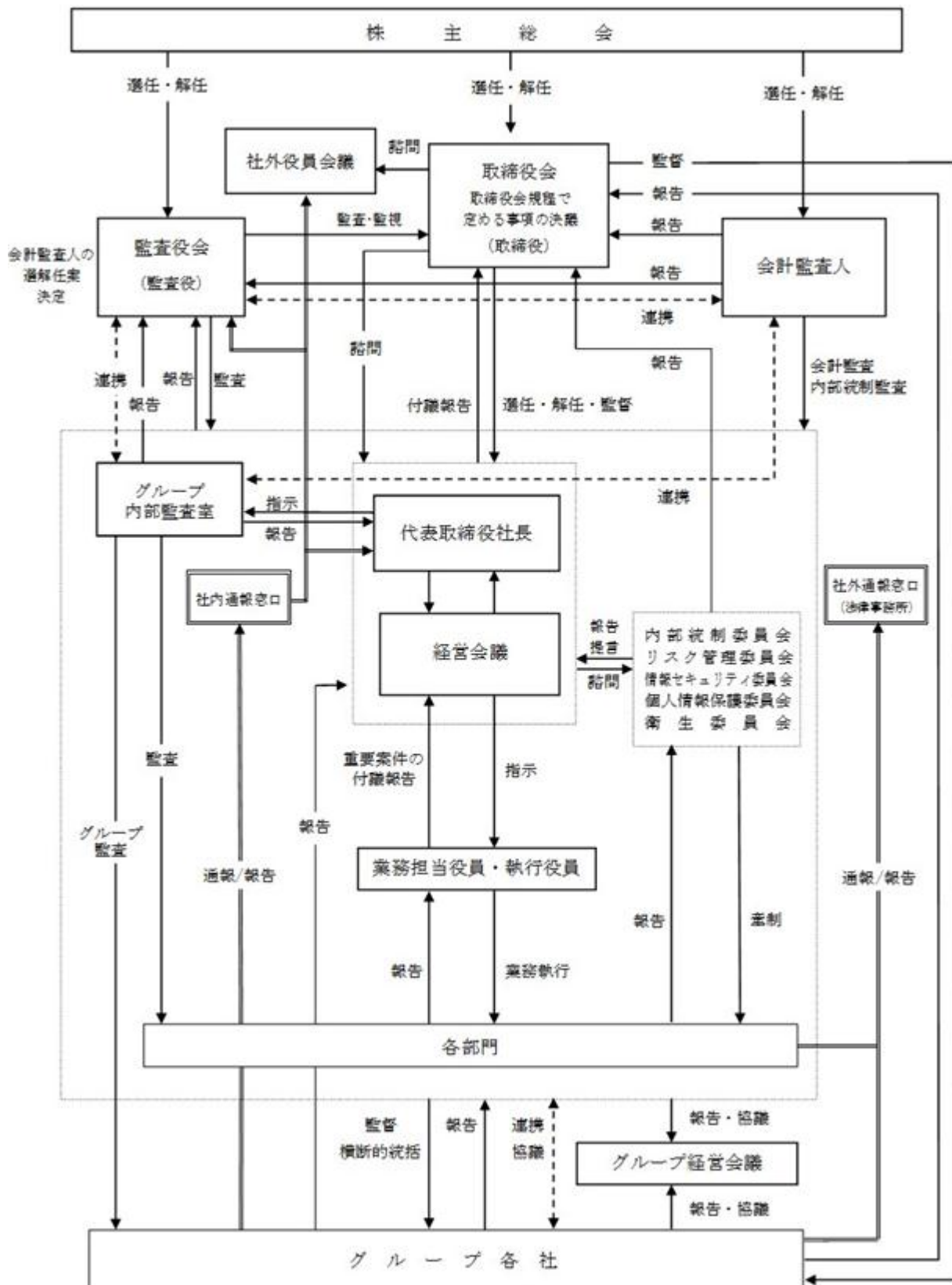
7. グループ経営会議（月1回開催）

グループ各社の常勤役員で構成し、グループ役員全体の共通価値観の醸成、情報格差の抑止、内部統制水準の共有と相互監督を目的に、各社の常勤役員にて、共通する方針や取組みの共有や意見交換を行っております。

(ロ) 企業統治の体制を採用する理由

当社は、取締役会の合議制による意思決定と監査役による経営監視機能、後述の内部統制システムによる牽制機能が働くことで、適切なコーポレート・ガバナンスの実現が可能かつ有効に発揮できるものと判断し、上記体制を採用しております。

内部統制の概要図



企業統治に関するその他の事項

(イ) 内部統制システムの整備の状況

当社は、アウトソーシングサービス産業の一員として、グループ会社の企業活動を支えている全てのステークホルダーと良好な関係を築き、長期にわたり持続性の高い成長を遂げていくために、コーポレート・ガバナンスの確立は不可欠と認識しております。

2016年6月には当社のコーポレート・ガバナンスの考え方や枠組みを示し、全ての役職員の行動の指針として「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を策定し、適宜、改定を行ってきました。

当該方針を踏まえ、「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり決定し、業務の有効性、効率性及び適正性を確保し、安心と信頼を高め、企業価値の向上を図ってまいります。

本基本方針の概要は次のとおりであります。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び従業員に期待する行動指針の一つとして行動規範を定めて周知徹底し、高い倫理観と社会的良識をもって行動する企業風土を醸成し、堅持する。コンプライアンス体制の構築・維持については、本社に担当役員を任命し、取組む。

担当役員は、当社及び当社子会社の取締役及び従業員の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、研修等必要な諸活動を推進し、管理する。各部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。

当社及び当社子会社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対しては、社内相談・通報窓口であるホットラインと、社外通報窓口であるコンプライアンス・ホットラインの2つの形態を設置し、内部通報のしやすい環境を整備する。併せて通報したことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止する。

グループ内部監査室は、法令及び定款の遵守状況の有効性について監査を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、総務部門を管掌する取締役を担当役員とし、情報の内容に応じて保存及び管理の責任部署を社内規程において定める。責任部署は、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、法令及び文書管理規程その他の社内規程に基づいて、定められた期間、厳正に保存・管理する。その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態を維持し、取締役及び監査役からの閲覧要請に速やかに対応する。

3. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社子会社を含むグループの財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。また、法令等に定める情報の開示について適切な開示のための体制を整備する。

また、法令等に定める情報の開示について適切な開示のための体制を整備する。

グループ内部監査室は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

4. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

取締役および従業員は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で組織的に対応する。

反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から、行動規範等において反社会的勢力との関わりについて定め、情報収集や社内研修の実施を通して反社会的勢力の排除に向けて全社的に取組む。

反社会的勢力に対しては、総務部門を担当部署とし、情報を一元管理するとともに、警察等の外部機関の連携強化に努め、情報収集や社内研修の実施を通して、事案の発生時に速やかに対処できる体制を構築する。

5. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ全体の経営上のリスクの分析及び対策については、適切なリスクマネジメントを行うために全社的なリスク管理に関する規程を定め、必要な管理機構を整備し、リスクの抽出と評価、その対応について統合的に点検管理し改善を推進する。取締役会では、明示的に抽出されたグループ全体のリスクの状況についてモニタリングを行うとともに、経営資源配分等に結び付けて体系的に統合管理を推進する。実態的にリスク管理する機構については、全社リスク管理委員会を担当委員会として位置付け、日常的・継続的なビジネスリスクのモニタリングを担う下部機関として部門リスク管理委員会を設置して業務執行に係る各種リスクを統合管理する。

経営上の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機など、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努力する。

6. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社においては定時取締役会を月1回、当社子会社においては当該会社の規模及び特性に応じて適時開催し、業務遂行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の監督を行う。また、当社においては経営会議を月1回以上、当社子会社においては経営会議若しくはそれに準じた会議体を適宜開催し、社内規程で定められた決裁権限に従って迅速かつ機動的な意思決定を行う。

当社は、当社の職務執行に関する権限及び責任について、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、適時適切に見直しを行い、当社子会社においてもこれに準拠した体制を構築させるものとする。業務管理に関しては、当社グループ全体の中期経営計画を策定し、その進捗状況を定期的に検証し、その達成に向けた対策を講ずることを通じて効率的な業務の執行を図る。

7. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役を当社から派遣し、子会社の取締役の職務執行に関し、事業全般に対して責任あるガバナンスが確保できるよう監督を行う。グループ企業に共通する管理機構の制定、整備及びグループ経営に関する事項全般の統括は、管理部門がこれにあたる。グループ企業の経営については、その自主性を尊重するとともに、主管部門との間で事業内容及び業績について定期的な報告を行い、重要事項については事前協議を行う。

また、監査役及び内部監査部門は定期的な監査を行い、必要に応じて監査役会と適切な連携をとるものとする。

8. 監査役がその職務を補助すべき従業員をおくことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員を置き、対応することとする。

9. 前号の従業員の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項

前号の監査役を補助する従業員は、監査役の指示に従い業務を遂行し、当該従業員の任命、人事異動及び人事評価には常勤監査役の同意を必要とする。

10. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、当社及び当社子会社の取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。当社及び当社子会社の代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況を報告する。当社及び当社子会社の取締役及び従業員は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。

また、監査役はいつでも必要に応じて当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。

なお、監査役へ報告をしたこれらの者に対し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益をも課してはならない。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、グループ内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じてグループ内部監査室に調査を求める。また、監査役は会計監査人と定期的に会合を持って意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。監査役は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

また、監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払い等の処理については、速やかに当該費用または債務を処理する。

(ロ) リスク管理体制の整備の状況

当社の業務執行に係るリスクを以下のとおり認識し、リスク担当部署を定め、規程、規則及びガイドラインを策定するとともに、横断的なリスク管理体制を構築しております。

1. コンプライアンス上のリスク

健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制の徹底を図るため、コンプライアンス担当役員を中心として、全社的な牽制強化と教育の推進に注力しております。

2. 情報セキュリティ上のリスク

情報保護に関しては、個人情報保護方針及び情報セキュリティポリシーを定め、個人情報の漏洩を未然に防止するとともに、情報資産の管理については所轄部署である情報管理部門がコンピューターのセキュリティを強化し、情報漏洩及び不正アクセスを防止しております。

3. 品質上のリスク

当社独自のサービスの品質を保証できる仕組みづくりに磨きをかけ、かつサービスの規格をいつでも再設計できる機能を強化し、顧客満足最大化を図っております。

4. 財産保全上のリスク

与信管理規程、購買管理規程などに基づく取引先情報のモニタリング管理を徹底し、貸倒損失等の発生を未然に防止する体制に努めております。

5. 災害及び事故のリスク

危機管理規程に基づき、災害発生時の対処方法及び緊急対応マニュアルの策定を図り、災害発生時の被害を最小限に留める訓練を継続的に実施しております。

(ハ) 責任限定契約の内容の概要

当社は、2015年9月25日開催の定時株主総会において、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲を、取締役(業務執行取締役等である者を除く)及び監査役とする定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲を変更しております。

そのため、当社は、社外取締役及び社外監査役の招聘や、期待される役割を十分に発揮することができるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限として、取締役(業務執行取締役等である者を除く)及び監査役と責任限定契約を締結しております。

(二) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨、定款に定めております。

(ホ) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(ヘ) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

1. 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、企業環境の変化に対応し、機動的な経営を遂行することを目的とするものであります。

2. 中間配当

当社は、中間配当について、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(ト) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2)【役員の状況】

役員一覧

1. 2019年9月25日(有価証券報告書提出日)現在の役員の状況は、以下のとおりです。

男性13名 女性1名 (役員のうち女性の比率7.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	笹 晃弘	1963年4月22日生	1987年4月 ㈱マルコー入社 1988年4月 ㈱マイ・ルーム入社 1992年2月 ㈱日本エル・シー・エー入 社 1995年2月 ㈱モア・コンセプト・ ファーム設立 代表取締役 常務 1999年6月 当社取締役 2000年9月 当社専務取締役 2001年9月 当社代表取締役専務 2002年7月 当社代表取締役社長 (現任) 2006年9月 クラシテ㈱代表取締役社長 2017年7月 ㈱スリーS取締役 2017年9月 クラシテ㈱代表取締役 CEO 2018年8月 同社取締役	(注)4	787,300
常務取締役 事業本部長兼 IT戦略担当	市原 康太郎	1973年2月20日生	1996年5月 (有)オールスタッフ入社 2000年4月 当社入社 2014年10月 当社ITサービスグループ ゼネラルマネージャー 2014年10月 当社ITサービス グループ長 2015年10月 当社執行役員情報システム グループ長 2016年9月 当社取締役情報システム 管掌 2017年7月 ㈱スリーS取締役(現任) 2017年9月 クラシテ㈱取締役 2017年9月 当社常務取締役情報システ ム担当 2018年9月 当社常務取締役事業本部長 兼IT戦略担当(現任)	(注)4	13,000
常務取締役 管理本部長	石上 明子	1973年4月2日生	1996年9月 ㈱マイム入社 1999年2月 当社入社 2004年9月 当社取締役オペレーショ ングループ長 2006年9月 当社常務取締役オペレー ション部門統括 2011年9月 当社常務取締役コディ ネットグループ長 2015年10月 当社常務取締役BPO事業 本部統括 2016年9月 当社常務取締役BPO事業 本部長 2018年8月 クラシテ㈱取締役(現任) 2018年8月 ㈱全日総管理取締役 (現任) 2018年9月 当社常務取締役管理本部長 (現任) 2019年3月 サンネクスターリング㈱ 取締役(現任)	(注)4	164,900

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務取締役 関連事業管掌	高木 章	1973年 8月28日生	1996年 4月 中国セキスイツユーホーム(株)(現セキスイハイム中国(株))入社 2001年 1月 当社入社 2007年 7月 当社マーケティンググループゼネラルマネージャー 2008年 7月 当社マーケティンググループ長 2009年 9月 当社取締役マーケティンググループ長 2016年 4月 当社取締役事業開発部門統括兼マーケティング担当及び人事担当 2016年 9月 当社取締役人事担当兼関連事業担当 2016年 9月 クラシテ(株)取締役 2017年 7月 (株)スリー S 代表取締役社長(現任) 2017年 8月 (株)全日総管理取締役(現任) 2018年 8月 クラシテ(株)代表取締役社長(現任) 2018年 8月 クラシテ不動産(株)取締役(現任) 2018年 9月 当社取締役関連事業管掌 2018年 9月 当社常務取締役関連事業管掌(現任) 2019年 3月 サンネクスタリーシング(株)代表取締役社長(現任)	(注) 4	70,100
取締役 日本社宅ネット担当	小山 長規	1964年 9月20日生	1986年12月 (株)マルコー入社 1988年 7月 (株)マイ・ルーム入社 1998年12月 当社入社 取締役営業本部長 1999年 7月 当社取締役加盟店運営部長 2002年 7月 当社取締役オペレーショングループ担当 2004年 9月 当社取締役マーケティンググループ長 2006年 1月 当社取締役カスタマーサービスグループ長 2011年10月 当社執行役員日本社宅ネット統括 2015年10月 当社執行役員ネットワーク運営グループ長 2016年 9月 当社取締役日本社宅ネット担当(現任) 2017年 7月 クラシテ不動産(株)代表取締役社長(現任) 2017年 7月 (株)スリー S 取締役(現任) 2018年 8月 (株)全日総管理取締役(現任)	(注) 4	11,500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 マーケティング担当	石上 敦司	1974年 1月29日生	1998年 5月 (株)マイム入社 1998年12月 当社入社 2011年 7月 当社マーケティンググループゼネラルマネージャー 2012年10月 当社カスタマーサービスグループ長 2015年10月 当社執行役員マーケティンググループ長 2016年 9月 当社取締役マーケティング担当(現任)	(注) 4	52,000
取締役 経理財務担当	吉田 勇	1964年 3月26日生	1987年 4月 (株)C S K入社 2005年 1月 当社入社 2013年10月 当社経理財務グループゼネラルマネージャー 2015年10月 当社経理財務グループ長 2016年 9月 当社執行役員経理財務担当 2017年 7月 (株)スリー S 取締役(現任) 2017年 9月 クラシテ(株)取締役(現任) 2017年 9月 当社取締役経理財務担当(現任) 2018年 8月 クラシテ不動産(株)取締役(現任)	(注) 4	17,500
取締役 総務担当	田中 俊治	1955年 3月25日生	1979年 4月 安田火災海上保険(株)(現損害保険ジャパン日本興亜(株))入社 2002年 6月 同社秘書部長兼経営企画部担当部長 2005年 4月 同社コンプライアンス統括部長 2006年 9月 同社文書法務部長 2009年 4月 同社理事総務部長 2010年 4月 同社理事業務監査部長 2012年 4月 日産東京販売ホールディングス(株)常務執行役員 2012年 6月 同社常務取締役 2017年 2月 当社総務グループ顧問 2017年 5月 当社総務グループ部長 2017年 9月 クラシテ(株)取締役 2017年 9月 サンネクスタリーシング(株)代表取締役 2017年 9月 当社取締役総務担当(現任) 2019年 3月 サンネクスタリーシング(株)取締役(現任)	(注) 4	3,400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	長山 宏	1956年7月9日生	1980年4月 阪和興業(株)入社 1991年2月 三優監査法人入所 1997年2月 三優ビーディーオーコンサル ティング(株)(現(株)カクシ ン)取締役 2003年6月 同社代表取締役 2008年11月 同社取締役 2009年9月 同社代表取締役(現任) 2010年9月 当社社外監査役 2014年9月 当社社外取締役(現任) 2016年4月 法政大学専門職大学院イノ ベーション・マネジメント 研究科 特任講師(現任)	(注)1 (注)4	2,700
取締役	青淵 正幸	1966年12月26日生	1996年4月 信州短期大学経営学科 助手 1997年4月 信州短期大学経営学科 専任講師 2001年4月 信州短期大学経営情報学科 専任講師 2003年9月 新潟国際情報大学情報文化 学部 助教授 2007年4月 立教大学経営学部・ビジネ スデザイン研究科 准教授 (現任) 2015年9月 当社社外取締役(現任)	(注)1 (注)4	2,700
常勤監査役	碩 修身	1948年4月5日生	1991年6月 (株)マルコー総務部長 1997年6月 (株)エイブル取締役総務部長 2000年12月 (株)サービスウェア・コーポ レーション(現SCSKサービ スウェア(株)) 総務部長 2007年4月 同社常勤監査役 2012年7月 当社総務人事グループ顧問 2013年9月 当社常勤監査役(現任) 2014年9月 クラシテ(株)監査役(現任) 2017年8月 (株)全日総管理監査役 (現任) 2017年9月 クラシテ不動産(株)監査役 (現任) 2019年3月 サンネクスターリング(株) 監査役(現任)	(注)5	-
常勤監査役	宮川 洋一	1958年12月2日生	1982年4月 味の素(株)入社 1992年9月 味の素ベトナム(有)販売部長 2009年7月 味の素(株)川崎事業所次長兼 総務・エリア管理部長 2013年7月 味の素エンジニアリング(株) 取締役常務執行役員 2017年7月 当社監査役付顧問 2017年8月 (株)スリー S 監査役(現任) 2017年9月 クラシテ(株)監査役 2017年9月 当社常勤社外監査役 (現任)	(注)2 (注)5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	中西 康晴	1954年3月9日生	1980年4月 弁護士登録 市川照己法律事務所勤務 1983年4月 小林・中西法律事務所開設 1992年4月 中西法律事務所開設 1998年10月 当社社外監査役(現任) 2000年4月 扶桑合同法律事務所パートナー(現任)	(注)2 (注)6	12,000
監査役	笹本 憲一	1951年5月25日生	1977年9月 日本大学講師 1980年6月 監査法人中央会計事務所 入所 1992年9月 社員就任(当時中央新光監 査法人) 1998年9月 代表社員就任(当時中央監 査法人、1999年より中央青 山監査法人) 2007年7月 監査法人 A & A パートナ ー パートナー 2014年9月 当社社外監査役(現任) 2016年10月 公認会計士笹本憲一事務所 代表(現任) 2018年6月 ㈱東葛ホールディングス 社外監査役 2019年6月 同社社外取締役(監査等委 員)(現任) 2019年6月 日進工具㈱社外取締役(監 査等委員)(現任)	(注)2 (注)6	-
計					1,137,100

- (注) 1. 取締役長山宏及び取締役青淵正幸は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役宮川洋一、監査役中西康晴及び監査役笹本憲一は、社外監査役であります。
3. 取締役石上敦司は、常務取締役石上明子の配偶者であります。
4. 2018年9月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
5. 2017年9月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
6. 2018年9月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
7. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。
補欠監査役の略歴等は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
豊 英二	1958年6月9日生	1982年4月 味の素㈱入社 2011年7月 味の素ファインテクノ㈱取 締役執行役員総務部長 2015年7月 同社取締役常務執行役員総 務部長兼監査部長 2018年7月 当社監査役付顧問 2018年8月 クラシテ㈱常勤監査役 (現任) 2018年8月 ㈱全日総管理監査役 (現任) 2018年8月 クラシテ不動産㈱監査役 (現任)	

2. 当社は、2019年9月27日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役10名選任の件」及び「監査役1名選任の件」を提案しております。当該議案が原案どおりに承認可決されますと、当社の役員の状況は、以下のとおりとなる予定です。なお、当該定時株主総会の直後に開催する取締役会において、役職等の決議を行う予定です。

男性13名 女性1名 (役員のうち女性の比率7.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	笹 晃弘	1963年4月22日生	1987年4月 (株)マルコー入社 1988年4月 (株)マイ・ルーム入社 1992年2月 (株)日本エル・シー・エー入社 1995年2月 (株)モア・コンセプト・ファーム設立 代表取締役常務 1999年6月 当社取締役 2000年9月 当社専務取締役 2001年9月 当社代表取締役専務 2002年7月 当社代表取締役社長(現任) 2006年9月 クラシテ(株)代表取締役社長 2017年7月 (株)スリーS取締役 2017年9月 クラシテ(株)代表取締役CEO 2018年8月 クラシテ(株)取締役	(注)4	787,300
取締役	市原 康太郎	1973年2月20日生	1996年5月 (有)オールスタッフ入社 2000年4月 当社入社 2014年10月 当社ITサービスグループゼネラルマネージャー 2014年10月 当社ITサービスグループ長 2015年10月 当社執行役員情報システムグループ長 2016年9月 当社取締役情報システム管掌 2017年7月 (株)スリーS取締役(現任) 2017年9月 クラシテ(株)取締役 2017年9月 当社常務取締役情報システム担当 2018年9月 当社常務取締役事業本部長兼IT戦略担当(現任)	(注)4	13,000
取締役	石上 明子	1973年4月2日生	1996年9月 (株)マイム入社 1999年2月 当社入社 2004年9月 当社取締役オペレーショングループ長 2006年9月 当社常務取締役オペレーション部門統括 2011年9月 当社常務取締役コーディネートグループ長 2015年10月 当社常務取締役BPO事業本部統括 2016年9月 当社常務取締役BPO事業本部長 2018年8月 クラシテ(株)取締役(現任) 2018年8月 (株)全日総管理取締役(現任) 2018年9月 当社常務取締役管理本部長(現任) 2019年3月 サンネクスタリーシング(株)取締役(現任)	(注)4	164,900

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	高木 章	1973年 8月28日生	1996年 4月 中国セキスイツユーホーム(株)(現セキスイハイム中国(株))入社 2001年 1月 当社入社 2007年 7月 当社マーケティンググループゼネラルマネージャー 2008年 7月 当社マーケティンググループ長 2009年 9月 当社取締役マーケティンググループ長 2016年 4月 当社取締役事業開発部門統括兼マーケティング担当及び人事担当 2016年 9月 当社取締役人事担当兼関連事業担当 2016年 9月 クラシテ(株)取締役 2017年 7月 (株)スリー S 代表取締役社長(現任) 2017年 8月 (株)全日総管理取締役(現任) 2018年 8月 クラシテ(株)代表取締役社長(現任) 2018年 8月 クラシテ不動産(株)取締役(現任) 2018年 9月 当社取締役関連事業管掌 2018年 9月 当社常務取締役関連事業管掌(現任) 2019年 3月 サンネクスターリング(株)代表取締役社長(現任)	(注) 4	70,100
取締役	小山 長規	1964年 9月20日生	1986年12月 (株)マルコー入社 1988年 7月 (株)マイ・ルーム入社 1998年12月 当社入社取締役営業本部長 1999年 7月 当社取締役加盟店運営部長 2002年 7月 当社取締役オペレーショングループ担当 2004年 9月 当社取締役マーケティンググループ長 2006年 1月 当社取締役カスタマーサービスグループ長 2011年10月 当社執行役員日本住宅ネット統括 2015年10月 当社執行役員ネットワーク運営グループ長 2016年 9月 当社取締役日本住宅ネット担当(現任) 2017年 7月 クラシテ不動産(株)代表取締役社長(現任) 2017年 7月 (株)スリー S 取締役(現任) 2018年 8月 (株)全日総管理取締役(現任)	(注) 4	11,500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	石上 敦司	1974年 1月29日生	1998年 5月 (株)マイム入社 1998年12月 当社入社 2011年 7月 当社マーケティンググループゼネラルマネージャー 2012年10月 当社カスタマーサービスグループ長 2015年10月 当社執行役員マーケティンググループ長 2016年 9月 当社取締役マーケティング担当(現任)	(注) 4	52,000
取締役	吉田 勇	1964年 3月26日生	1987年 4月 (株)C S K入社 2005年 1月 当社入社 2013年10月 当社経理財務グループゼネラルマネージャー 2015年10月 当社経理財務グループ長 2016年 9月 当社執行役員経理財務担当 2017年 7月 (株)スリー S 取締役(現任) 2017年 9月 クラシテ(株)取締役(現任) 2017年 9月 当社取締役経理財務担当(現任) 2018年 8月 クラシテ不動産(株)取締役(現任)	(注) 4	17,500
取締役	田中 俊治	1955年 3月25日生	1979年 4月 安田火災海上保険(株)(現損害保険ジャパン日本興亜(株))入社 2002年 6月 同社秘書部長兼経営企画部担当部長 2005年 4月 同社コンプライアンス統括部長 2006年 9月 同社文書法務部長 2009年 4月 同社理事総務部長 2010年 4月 同社理事業務監査部長 2012年 4月 日産東京販売ホールディングス(株)常務執行役員 2012年 6月 同社常務取締役 2017年 2月 当社総務グループ顧問 2017年 5月 当社総務グループ部長 2017年 9月 クラシテ(株)取締役 2017年 9月 サンネクスタリーシング(株)代表取締役 2017年 9月 当社取締役総務担当(現任) 2019年 3月 サンネクスタリーシング(株)取締役(現任)	(注) 4	3,400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	長山 宏	1956年7月9日生	1980年4月 阪和興業(株)入社 1991年2月 三優監査法人入所 1997年2月 三優ピーディーオーコンサルテイング(株)(現(株)カクシン)取締役 2003年6月 同社代表取締役 2008年11月 同社取締役 2009年9月 同社代表取締役(現任) 2010年9月 当社社外監査役 2014年9月 当社社外取締役(現任) 2016年4月 法政大学専門職大学院イノベーション・マネジメント研究科 特任講師(現任)	(注)1 (注)4	2,700
取締役	田中 伸一	1956年6月8日生	1979年4月 (株)伊勢丹(現(株)三越伊勢丹)入社 1989年9月 Isetan of America Inc. Executive Vice President & CFO 1993年4月 Isetan International Finance B.V. Managing Director 1997年7月 (株)グッチジャパン(現(株)ケリングジャパン グッチディビジョン)EVP兼CFO 1998年4月 同社取締役副社長兼CFO 2001年6月 (株)グッチグループジャパン(現(株)ケリングジャパン)取締役副社長兼CFO 2004年7月 同社代表取締役社長 2008年6月 (有)田中経営研究所取締役社長(現任) 2015年4月 明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科 特別招聘教授 2019年4月 当社顧問 2019年9月 当社社外取締役(現任)	(注)1 (注)4	-
常勤監査役	阿部 嘉彦	1954年6月7日生	1978年4月 東洋曹達工業(株)(現東ソー(株))入社 2007年6月 同社理事 日本ポリウレタン工業(株)執行役員 2008年6月 東ソー(株)取締役海外事業企画部富山事務所担当 2009年6月 同社取締役経営企画・連結経営部長 2010年6月 同社取締役中国総代表 東曹(広州)化工有限公司董事長総経理 2013年6月 保土谷化学工業(株)取締役兼常務執行役員 2015年6月 東邦アセチレン(株)常勤監査役 2019年9月 当社常勤社外監査役(現任)	(注)2 (注)7	500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	宮川 洋一	1958年12月2日生	1982年4月 味の素㈱入社 1992年9月 味の素ベトナム(有)販売部長 2009年7月 味の素㈱川崎事業所次長兼 総務・エリア管理部長 2013年7月 味の素エンジニアリング㈱ 取締役常務執行役員 2017年7月 当社監査役付顧問 2017年8月 ㈱スリー S 監査役(現任) 2017年9月 クラシテ㈱監査役 2017年9月 当社常勤社外監査役 (現任)	(注)2 (注)5	-
監査役	中西 康晴	1954年3月9日生	1980年4月 弁護士登録 市川照己法律事務所勤務 1983年4月 小林・中西法律事務所開設 1992年4月 中西法律事務所開設 1998年10月 当社社外監査役(現任) 2000年4月 扶桑合同法律事務所パート ナー(現任)	(注)2 (注)6	12,000
監査役	笹本 憲一	1951年5月25日生	1977年9月 日本大学講師 1980年6月 監査法人中央会計事務所 入所 1992年9月 社員就任(当時中央新光監 査法人) 1998年9月 代表社員就任(当時中央監 査法人、1999年より中央青 山監査法人) 2007年7月 監査法人 A & A パートナ ー パートナー 2014年9月 当社社外監査役(現任) 2016年10月 公認会計士笹本憲一事務所 代表(現任) 2018年6月 ㈱東葛ホールディングス 社外監査役 2019年6月 同社社外取締役(監査等委 員)(現任) 2019年6月 日進工具㈱社外取締役(監 査等委員)(現任)	(注)2 (注)6	-
計					1,134,900

- (注) 1. 取締役長山宏及び取締役田中伸一は、社外取締役であります。
2. 監査役阿部嘉彦、監査役宮川洋一、監査役中西康晴及び監査役笹本憲一は、社外監査役であります。
3. 取締役石上敦司は、取締役石上明子の配偶者であります。
4. 2019年9月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
5. 2017年9月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
6. 2018年9月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
7. 2019年9月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

8. 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴等は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
豊 英二	1958年6月9日生	1982年4月 味の素㈱入社 2011年7月 味の素ファインテクノ㈱取締役執行役員総務部長 2015年7月 同社取締役常務執行役員総務部長兼監査部長 2018年7月 当社監査役付顧問 2018年8月 クラシテ㈱常勤監査役(現任) 2018年8月 ㈱全日総管理監査役(現任) 2018年8月 クラシテ不動産㈱監査役(現任)	

社外役員の状況

本有価証券報告書提出日現在における当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

当社社外取締役及び社外監査役は、法令、会計等に関する幅広い経験と豊富な見識等に基づき、専門的かつ客観的な視点から取締役の職務遂行を監視し、経営の透明性を高める重要な役割を担っております。

なお、当社と社外取締役及び社外監査役との資本的関係につきましては、「役員一覧」のとおり当社の株式を保有しております。

上記以外に当社と社外取締役及び社外監査役との間で、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準または方針を定めておりませんが、社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、会社法や株式会社東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準等を参考にしております。なお、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の指定にあたっては、次の事項に該当する場合において独立性がないものとしております。

- a. 当社の親会社または兄弟会社の業務執行者
- b. 当社の主要取引先の業務執行者
- c. 当社が多額の金銭(役員報酬以外)等を支払っているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
- d. 当社の議決権総数の3分の1以上の株式を保有する主要株主及びその業務執行取締役、執行役、社員である者または業務執行取締役、執行役、社員であった者
- e. 近年(判断時点より過去1年)において上記aからdに該当していた者
- f. 近親者(aからeに該当する者の2親等以内の親族、当社及び子会社の取締役並びに社員(マネージャー職以上)の2親等以内の親族(判断時点より過去1年における該当者を含む))

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会を通じて必要な情報の収集及び意見の表明を行い、適宜そのフィードバックを受けることで、内部監査部門や会計監査人と相互に連携を図っております。

社外監査役は、内部監査及び内部統制を担当しているグループ内部監査室及び会計監査人との緊密な連携を保つために定期的な情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

・組織・人員

当社の監査役会は、常勤監査役2名（うち1名は社外監査役）と非常勤の社外監査役2名の計4名で構成し、また、専任スタッフ1名を配置しております。社外監査役の笹本憲一氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・監査役会の活動状況

監査役会は、取締役会後に月次で開催される他、必要に応じて随時開催されます。当該事業年度は合計13回開催し、常勤監査役1名が1回欠席した他は、各回とも全員が出席しました。月次監査役会では、常勤取締役1名ずつより管掌業務の執行について報告を受け意見交換を行うことを、中心議題の1つとしております。

・監査役の主な活動

監査役は、取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、必要により意見表明を行うとともに、会計監査人及びグループ内部監査室と定期会議を持ち、連携を密接にしております。その他、常勤監査役は、経営会議をはじめとした重要な会議、委員会に常時出席し、意見、提言を行っております。

内部監査の状況

内部監査については、内部監査部門であるグループ内部監査室が社長直属の機関として機能しており、現在は担当者4名が専従しております。グループ内部監査室は、グループ各社の業務及び財産の実態を監査し、経営の合理化及び能率の増進に資することを目的として、事業年度毎に作成される内部監査計画に基づく監査と、社長特命により臨時的内部監査を実施しており、常勤監査役及び内部統制部門と連携しております。

会計監査の状況

・監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

・業務を執行した公認会計士

業務を執行した公認会計士の氏名	
指定有限責任社員・業務執行社員	岩出 博男
指定有限責任社員・業務執行社員	和久 友子

・監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の選定基準に基づき決定されております。具体的には、公認会計士6名及びその他5名を主たる構成員として、システム専門家等の補助者も加えて構成されております。

・監査法人の選定方針と理由

監査役会は、当社の監査役会規程第18条（会計監査人の選任に関する決定等）及び監査役監査基準第34条（会計監査人の選任等の手続）に基づき、監査役会で定めた「会計監査人選任基準」に従い、会計監査人の評価、関係者からのヒアリング等を行い、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるか、確認しております。その結果、現会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、当社グループにおける監査品質に関し、大きな課題は認識されませんでしたので、当該事業年度における会計監査人は有限責任 あずさ監査法人を再任することが妥当と判断しております。なお、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任について、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針であります。

・監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が定めた「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、会計監査人の監査実施能力を次の6つの観点から評価しております。

監査計画、監査実施方法の妥当性

監査チームの独立性、監査を行う者の専門性、体制等

監査役、当社関係部門とのコミュニケーションの状況

公認会計士・監査審査会等の改善指示事項の対応状況

監査費用の見積、積算方法の合理性

当社及び当社グループへの監査実績の状況

監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年1月31日内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意（56）d（f）からの規定に経過措置を適用しております。

・ 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	23,700	-	24,200	-
連結子会社	-	-	-	-
計	23,700	-	24,200	-

・ 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

（前連結会計年度）

該当事項はありません

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

・ その他重要な報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項はありません

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

・ 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査公認会計士等からの意見提案を基に、監査計画、監査内容、監査日数等をふまえ検討し、監査役会の同意を得て決定する手続きを実施しております。

・ 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が定めた「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の会計監査計画に対する監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況の相当性を確認し、当該事業年度の監査計画並びに当社の事業規模及び業務の特性等に基づく報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、報酬額は妥当であると同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は以下のとおりであります。

・ 方針の内容、決定方法

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環とグループ経営目標の達成による持続的な企業価値の向上を図ることを目的に、役員の報酬等の決定に関する方針を取締役会で定めております。また、当社の役員報酬は、固定報酬である基本報酬、短期インセンティブ報酬としての賞与、中長期インセンティブとしての株式報酬（株式報酬型ストックオプション、譲渡制限付株式報酬）の3つにより構成されております。

・ 役職ごとの方針

基本報酬および株式報酬については、役位に応じた「基本報酬テーブル表」を基に、担う役割の大小を勘案して決定しております。

・ 役員の報酬等に関する株主総会の決議がある時の当該株主総会の決議年月日及び当該決議の内容

役員報酬等は、定額の基本報酬、株式報酬型ストックオプション、譲渡制限付株式報酬及び賞与から構成され、連結ベースの業績及び本人の貢献度を踏まえ決定しております。

当社役員の報酬額については、2012年9月27日開催の第14期定時株主総会において、役員賞与を含めた取締役の報酬額等を年額200,000千円以内、役員賞与を含めた監査役の報酬額等を年額100,000千円以内としてご承認をいただいております。また、2011年9月28日開催の第13期及び2016年9月28日開催の第18期定時株主総会においては、これらとは別枠で株式報酬型ストックオプションによる当社の取締役及び監査役の報酬等の額として、取締役については年額100,000千円以内（うち、社外取締役分は10,000千円以内）、監査役については年額50,000千円以内（うち、社外監査役分は4,000千円以内）とする報酬限度額のご承認をいただいております。なお、当社取締役に対する譲渡制限付株式が付与される事業年度においては、短期の賞与型インセンティブ株式報酬型ストックオプションの発行は行なわないものとしております。

・ 方針の決定権限を有する者の氏名または名称、その権限の内容、裁量の範囲

取締役会の報酬等の算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有しており、「役位ごとの基本報酬テーブル表」及び「業績連動報酬額の上限の算定方法」を決定した上で、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において決定することとしています。

監査役の報酬等の額の決定に関する方針の決定権限は、監査役会が有しており、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、その職責や位置づけ等を踏まえ、監査役会における監査役相互の協議に基づき、個別報酬額を決定しております。

・ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会等

取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続きに関しては、主に社外役員を構成員とする社外役員会議への諮問を経て、取締役会で決定しています。

・ 業績連動報酬

a 報酬等の支払割合の決定方針とその内容

役員報酬水準及び業績連動報酬の比率については、中長期の業績の安定及び向上を重視する観点にたち、業績に連動する変動報酬の割合が過度にならないようバランスをみて設定する方針としております。

当事業年度における業績連動報酬の支払割合は報酬総額の20%相当額となるよう設定しております。

b 業績連動報酬に係る指標と選択した理由

業績連動報酬に係る主な数値指標として、営業利益目標及び売上高目標の達成率を採用しており、加えて、定性的情報として中期経営計画上の重点課題への取組み状況を勘案することとしております。なお、当該指標を採用している理由は、単年度の業績のみならず中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めるためであります。

c 業績連動報酬の決定方法

業績連動報酬である賞与は、取締役会において、数値指標の達成度及び中期経営計画上の重点課題への取組み状況の組み合わせにより、賞与報酬支給総額の決議を、また、取締役個々人の業績への貢献度から個別の報酬額を決議しております。個別の報酬額については、代表取締役社長が各取締役から自己評価の申告を受け、評価原案を作成し、それらを社外役員会議に諮問を行った後、最終的には監査役会との協議により決定しています。

・ 当事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、営業利益7億52百万円、売上高43億45百万円であり、同年度に係る実績は、営業利益8億45百万円、売上高43億15百万円でありました。

・当事業年度の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会等の活動内容

2018年8月10日の社外役員会議への諮問を経て、同年9月26日の取締役会において役員の報酬等の額を決議しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
当社の取締役及び監査役に対する役員報酬等の総額は、以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	譲渡制限付 株式報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	156,659	100,017	9,855	15,058	31,728	8
監査役 (社外監査役を除く)	11,671	10,392	1,279	-	-	1
社外役員	26,154	22,320	3,199	634	-	5

連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等
役員報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5)【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

・保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合のみ、経済合理性、資本コストとの対比等を総合的に勘案し、政策保有株式を取得し保有しております。

各担当執行役員は、定期的にもその状況を確認し、取締役会に報告することとしており、取締役会は、個別銘柄ごとに資本コスト等を踏まえた投資の妥当性及び経済合理性の判断を行い、保有の妥当性が認められない株式については縮減を進めることとしております。

具体的には、毎年、取締役会において個別銘柄ごとに当該株式の保有によって得られる便益や当社事業との関連、サービスの補完状況、投資先企業との協働の状況、今後の取引関係の維持・強化を踏まえた投資の妥当性の確認・検証を行い、保有の合理性を判断しております。

・銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	1,160
非上場株式以外の株式	12	2,755,641

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

・特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
株式会社ベネフィット・ワン(注)1	1,388,000	694,000	(保有目的)社宅管理事務代行事業におけるアウトソーシングビジネスの拡大を目的とした営業面での協力関係の維持・強化を図るため、継続保有しています。 (定量的な保有効果)定量的な保有効果を示すことは困難ですが、共同提案や顧客紹介の状況、業界における提携の有効性等、営業面における協業成果と今後の見通しを検証し、保有の合理性を判断しました。 (株式数の増加理由)株式分割による増加であります。	有
	2,578,904	2,172,220		
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	117,000	117,000	(保有目的)社宅管理事務代行業及び施設総合管理業におけるサービスの拡充を目的とした協力関係の維持・強化を図るため、継続保有しています。 (定量的な保有効果)定量的な保有効果を示すことは困難ですが、24時間緊急駆け付けサービスへの補完状況や営業案件の紹介、今後の取引関係の見通しを検証し、保有の合理性を判断しました。	有
	167,310	103,662		
株式会社リログループ	1,000	1,000	(保有目的)業界動向等の情報収集を目的に、合理性を判断し継続保有しています。 2	無
	2,713	2,924		
スターツコーポレーション株式会社	1,000	1,000	(保有目的)業界動向等の情報収集を目的に、合理性を判断し継続保有しています。 2	無
	2,540	2,701		
株式会社共立メンテナンス	288	288	(保有目的)業界動向等の情報収集を目的に、合理性を判断し継続保有しています。 2	無
	1,448	1,751		
大東建託株式会社	100	100	(保有目的)業界動向等の情報収集を目的に、合理性を判断し継続保有しています。 2	無
	1,373	1,801		
ライク株式会社	400	400	(保有目的)業界動向等の情報収集を目的に、合理性を判断し継続保有しています。 2	無
	550	694		
東急不動産ホールディングス株式会社	633	633	(保有目的)業界動向等の情報収集を目的に、合理性を判断し継続保有しています。 2	無
	376	495		
宝印刷株式会社	100	100	(保有目的)業界動向等の情報収集を目的に、合理性を判断し継続保有しています。 2	無
	161	183		
リベステ株式会社	200	200	(保有目的)業界動向等の情報収集を目的に、合理性を判断し継続保有しています。 2	無
	158	184		
株式会社インテリックス	100	100	(保有目的)業界動向等の情報収集を目的に、合理性を判断し継続保有しています。 2	無
	66	96		
エリアリンク株式会社	40	40	(保有目的)業界動向等の情報収集を目的に、合理性を判断し継続保有しています。 2	無
	38	122		

(注)1.株式会社ベネフィット・ワンは、2019年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。

2. 情報収集目的の保有株式につきましては、定量的な保有効果についての具体的な記載は困難であります
が、保有に伴うリスクやコストの重要性を踏まえ、株主総会への出席等による情報収集効果を総合的に検
証し、保有の合理性を判断しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年7月1日から2019年6月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年7月1日から2019年6月30日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報の入手等に努めております。

また、最新の情報を入手するため、監査法人等が開催する研修等による情報収集活動に努めております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年6月30日)	当連結会計年度 (2019年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,630,542	3,216,782
売掛金	301,823	338,153
未収入金	203,994	204,275
営業立替金	1,319,865	1,387,151
商品及び製品	1,529	1,131
販売用不動産	275,823	216,269
仕掛品	6,260	12,823
原材料及び貯蔵品	10,699	10,627
その他	81,881	90,420
貸倒引当金	2,702	3,154
流動資産合計	4,829,719	5,474,478
固定資産		
有形固定資産		
建物	296,407	235,339
減価償却累計額	177,235	133,287
建物(純額)	119,172	102,051
工具、器具及び備品	261,961	266,813
減価償却累計額	201,775	220,856
工具、器具及び備品(純額)	60,185	45,956
車両運搬具	-	1,932
減価償却累計額	-	322
車両運搬具(純額)	-	1,610
土地	509,937	489,239
リース資産	8,069	11,809
減価償却累計額	6,052	787
リース資産(純額)	2,017	11,022
有形固定資産合計	691,312	649,880
無形固定資産		
のれん	306,229	272,228
その他	147,000	124,683
無形固定資産合計	453,230	396,911
投資その他の資産		
投資有価証券	2,287,994	2,756,801
関係会社株式	3,000	10,000
破産更生債権等	92,427	1,916
繰延税金資産	106,852	84,325
その他	159,590	160,421
貸倒引当金	80,000	-
投資その他の資産合計	2,569,865	3,013,464
固定資産合計	3,714,409	4,060,256
資産合計	8,544,128	9,534,735

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年6月30日)	当連結会計年度 (2019年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	289,876	169,393
未払金	351,771	286,718
未払法人税等	171,486	154,495
営業預り金	616,407	665,536
預り金	70,209	77,475
前受金	331,491	327,807
賞与引当金	31,470	34,707
役員賞与引当金	31,155	34,594
その他	225,283	254,233
流動負債合計	2,119,152	2,004,963
固定負債		
退職給付に係る負債	189,628	168,516
繰延税金負債	588,369	761,967
その他	6,725	16,552
固定負債合計	784,723	947,036
負債合計	2,903,875	2,951,999
純資産の部		
株主資本		
資本金	738,722	783,098
資本剰余金	929,872	974,248
利益剰余金	2,889,773	3,399,828
自己株式	459,466	459,523
株主資本合計	4,098,901	4,697,651
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,440,654	1,765,912
その他の包括利益累計額合計	1,440,654	1,765,912
新株予約権	100,697	119,172
純資産合計	5,640,252	6,582,736
負債純資産合計	8,544,128	9,534,735

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
売上高	7,882,057	8,441,187
売上原価	6,075,090	6,394,525
売上総利益	1,806,967	2,046,662
販売費及び一般管理費		
役員報酬	176,332	192,153
給料及び手当	214,829	238,309
賞与引当金繰入額	2,957	4,309
役員賞与引当金繰入額	31,155	34,594
貸倒引当金繰入額	15	452
退職給付費用	284	202
のれん償却額	33,788	34,001
その他	540,366	586,920
販売費及び一般管理費合計	999,699	1,090,944
営業利益	807,267	955,717
営業外収益		
受取利息及び配当金	21,951	37,034
投資事業組合運用益	3,530	-
受取手数料	40,427	1,255
補助金収入	7,116	10,458
その他	7,060	5,694
営業外収益合計	80,085	54,442
営業外費用		
支払利息	1,747	4,130
支払手数料	8,786	-
訴訟和解金	1,300	1,886
その他	5,171	1,120
営業外費用合計	17,005	7,137
経常利益	870,348	1,003,022
特別利益		
固定資産売却益	1 3,190	1 19,309
投資有価証券売却益	2 6,519	-
新株予約権戻入益	1,008	6,612
特別利益合計	10,718	25,921
特別損失		
固定資産売却損	-	3 2,002
固定資産除却損	4 4	4 485
貸倒損失	5 3,984	-
特別損失合計	3,988	2,488
税金等調整前当期純利益	877,078	1,026,456
法人税、住民税及び事業税	303,163	283,309
法人税等調整額	4,374	52,576
法人税等合計	307,538	335,885
当期純利益	569,540	690,570
親会社株主に帰属する当期純利益	569,540	690,570

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
当期純利益	569,540	690,570
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	472,428	325,257
その他の包括利益合計	472,428	325,257
包括利益	1,041,968	1,015,828
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,041,968	1,015,828
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自2017年7月1日 至2018年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	713,216	460,465	2,524,387	288,688	3,409,379
当期変動額					
新株の発行	25,506	25,506			51,012
剰余金の配当			214,492		214,492
親会社株主に帰属する 当期純利益			569,540		569,540
株式交換による変動		443,900		147,688	591,589
連結範囲の変動			9,076		9,076
自己株式の取得				318,466	318,466
その他			1,262		1,262
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	25,506	469,406	365,386	170,777	689,521
当期末残高	738,722	929,872	2,889,773	459,466	4,098,901

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	968,226	968,226	84,100	4,461,705
当期変動額				
新株の発行				51,012
剰余金の配当				214,492
親会社株主に帰属する 当期純利益				569,540
株式交換による変動				591,589
連結範囲の変動				9,076
自己株式の取得				318,466
その他				1,262
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	472,428	472,428	16,596	489,025
当期変動額合計	472,428	472,428	16,596	1,178,547
当期末残高	1,440,654	1,440,654	100,697	5,640,252

当連結会計年度（自2018年7月1日 至2019年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	738,722	929,872	2,889,773	459,466	4,098,901
当期変動額					
新株の発行	44,376	44,376			88,752
剰余金の配当			180,516		180,516
親会社株主に帰属する 当期純利益			690,570		690,570
自己株式の取得				57	57
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	44,376	44,376	510,054	57	598,749
当期末残高	783,098	974,248	3,399,828	459,523	4,697,651

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,440,654	1,440,654	100,697	5,640,252
当期変動額				
新株の発行				88,752
剰余金の配当				180,516
親会社株主に帰属する 当期純利益				690,570
自己株式の取得				57
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	325,257	325,257	18,475	343,733
当期変動額合計	325,257	325,257	18,475	942,483
当期末残高	1,765,912	1,765,912	119,172	6,582,736

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	877,078	1,026,456
減価償却費	100,262	92,995
のれん償却額	33,788	34,001
新株予約権戻入益	1,008	6,612
貸倒引当金の増減額(は減少)	59	452
賞与引当金の増減額(は減少)	2,227	3,236
役員賞与引当金の増減額(は減少)	3,964	3,439
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	6,189	21,112
株式報酬費用	51,559	53,888
受取利息及び受取配当金	21,951	37,034
支払利息	3,546	7,013
固定資産売却損益(は益)	3,190	17,307
投資有価証券売却損益(は益)	6,519	-
投資事業組合運用損益(は益)	3,530	-
固定資産除却損	4	485
貸倒損失	3,984	128
売上債権の増減額(は増加)	32,918	36,329
仕入債務の増減額(は減少)	88,626	120,482
営業立替金の増減額(は増加)	16,018	67,285
たな卸資産の増減額(は増加)	223,673	53,462
前受金の増減額(は減少)	17,573	3,684
営業預り金の増減額(は減少)	5,725	49,129
その他	114,023	37,533
小計	992,118	977,307
利息及び配当金の受取額	22,013	37,336
利息の支払額	3,546	7,013
法人税等の支払額	337,792	299,464
営業活動によるキャッシュ・フロー	672,793	708,166
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	2	2
有形固定資産の取得による支出	80,377	14,156
無形固定資産の取得による支出	22,932	35,071
有形固定資産の売却による収入	13,560	46,452
投資有価証券の取得による支出	194	-
投資有価証券の売却による収入	11,397	-
関係会社株式の取得による支出	-	7,000
貸付金の回収による収入	10,947	10,438
保険積立金の解約による収入	156,144	-
その他	11,301	886
投資活動によるキャッシュ・フロー	99,844	224

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	3,937	-
長期借入金の返済による支出	283,722	-
リース債務の返済による支出	1,762	1,661
株式の発行による収入	16,050	60,401
自己株式の取得による支出	318,466	57
配当金の支払額	213,713	180,386
財務活動によるキャッシュ・フロー	805,550	121,703
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	32,912	586,237
現金及び現金同等物の期首残高	2,568,549	2,606,265
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	12,807	-
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	1,199	-
株式交換による現金及び現金同等物の増加額	282,236	-
現金及び現金同等物の期末残高	1,260,265	1,319,250

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

クラシテ株式会社
クラシテ不動産株式会社
株式会社全日総管理
株式会社スリー S

非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称

サンネクスタリーシング株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

サンネクスタリーシング株式会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等からみて、連結の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

前連結会計年度において非連結子会社であり、かつ清算手続き中でありましたクラシテリノベーション株式会社は、清算が完了したため非連結子会社の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の数 1社

会社等の名称

サンネクスタリーシング株式会社(非連結子会社)

(持分法を適用していない理由)

当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

前連結会計年度において持分法を適用していない非連結子会社であり、清算手続き中でありましたクラシテリノベーション株式会社及び関連会社でありましたスマートセキュリティサービス株式会社は、清算が完了したため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

商品

移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

販売用不動産

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

仕掛品

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

貯蔵品

主として最終仕入原価法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

建物（建物附属設備は除く）

イ 1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したもの

旧定額法

ロ 2007年4月1日以降に取得したもの

定額法

建物以外

イ 2007年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

ロ 2007年4月1日以降に取得したもの

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を適用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、支出時に費用処理しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～8年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース資産に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5)のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発生する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。なお、株式会社全日総管理の株式取得に対して発生したのれんは、10年間で均等償却を行っております。

(6)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7)その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用して認識されません。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年6月期の期首から適用する予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」51,464千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」106,852千円に含めて表示しており、「流動負債」の「その他」に含めていた繰延税金負債1,386千円は、「固定負債」の「繰延税金負債」588,369千円に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「訴訟和解金」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた6,471千円は、「訴訟和解金」1,300千円、「その他」5,171千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年6月30日)	当連結会計年度 (2019年6月30日)
関係会社株式	3,000千円	10,000千円

(連結損益計算書関係)

1 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
土地	- 千円	土地 13,247千円
建物	-	建物 6,025
船舶	1,229	船舶 -
車両運搬具	1,961	車両運搬具 37
計	3,190	計 19,309

2 投資有価証券売却益

前連結会計年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

当社保有の株式会社山善の株式売却によるものであります。

3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)		当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	
土地	- 千円	土地	1,523千円
建物	-	建物	479
計	-	計	2,002

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)		当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	
建物	- 千円	建物	405千円
工具、器具及び備品	4	工具、器具及び備品	-
リース資産	-	リース資産	80
計	4	計	485

5 貸倒損失

前連結会計年度の貸倒損失は、連結子会社であるクラシテ株式会社による貸付金の内、回収不能額3,984千円を貸倒損失として計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	687,448千円	468,806千円
組替調整額	6,519	-
税効果調整前	680,929	468,806
税効果額	208,500	143,548
その他有価証券評価差額金	472,428	325,257
その他の包括利益合計	472,428	325,257

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自2017年7月1日 至2018年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	10,423,700	156,500	-	10,580,200
合計	10,423,700	156,500	-	10,580,200
自己株式				
普通株式 (注) 2、3	1,625,826	355,032	834,400	1,146,458
合計	1,625,826	355,032	834,400	1,146,458

(注) 1 普通株式の発行済株式の増加156,500株は、2017年9月27日開催の取締役会決議に基づき2017年10月26日に発行いたしました譲渡制限付株式の増加24,500株及びストックオプションの行使132,000株によるものであります。

2 普通株式の自己株式の増加355,032株は、2018年2月5日開催の取締役会決議に基づき2018年2月6日に自己株式の買取による増加355,000株及び単元未満株式の買取による増加32株であります。

3 普通株式の自己株式の減少834,400株は、株式会社全日総管理との株式交換による自己株式の処分834,400株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	100,697
	合計	-	-	-	-	-	100,697

3. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2017年9月27日 定時株主総会	普通株式	136,388千円	15.5円	2017年6月30日	2017年9月28日
2018年2月5日 取締役会	普通株式	78,103千円	8.0円	2017年12月31日	2018年3月12日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2018年9月26日開催の第20期定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2018年9月26日 定時株主総会	普通株式	94,337千円	利益剰余金	10.0円	2018年6月30日	2018年9月27日

当連結会計年度（自2018年7月1日 至2019年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	10,580,200	156,500	-	10,736,700
合計	10,580,200	156,500	-	10,736,700
自己株式				
普通株式 (注) 2	1,146,458	73	-	1,146,531
合計	1,146,458	73	-	1,146,531

(注) 1 普通株式の発行済株式の増加156,500株は、2018年9月26日開催の取締役会決議に基づき2018年10月25日に発行いたしました譲渡制限付株式の増加23,300株及びストックオプションの行使133,200株によるものであります。

2 普通株式の自己株式の増加73株は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	119,172
	合計	-	-	-	-	-	119,172

3. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2018年9月26日 定時株主総会	普通株式	94,337千円	10.0円	2018年6月30日	2018年9月27日
2019年2月4日 取締役会	普通株式	86,178千円	9.0円	2018年12月31日	2019年3月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2019年9月27日開催の第21期定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年9月27日 定時株主総会	普通株式	124,672千円	利益剰余金	13.0円	2019年6月30日	2019年9月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
現金及び預金勘定	2,630,542千円	3,216,782千円
預入期間が3か月を超える定期預金	24,277	24,279
現金及び現金同等物	2,606,265	3,192,502

2 株式交換により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

株式交換により新たに株式会社全日総管理を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳と取得価額との関係は次のとおりであります。なお、流動資産には、連結開始時の現金及び現金同等物が82,236千円含まれており、「株式交換による現金及び現金同等物の増加額」に計上していません。

流動資産	144,690千円
固定資産	547,445千円
のれん	340,018千円
流動負債	101,860千円
固定負債	338,704千円
株式会社全日管理の株式の取得価額	591,589千円

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定し、また、短期的な資金調達については銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、未収入金及び営業立替金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、営業預り金及び前受金は、そのほとんどが1年以内に支払期日が到来し、その支払期日に支払いができなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、原則として当該債権の取扱い部門が主管部門となり、取引先の業績状況等を定期的にモニタリングするとともに、その取引先の回収期日及び残高等を管理し、回収懸念の早期把握や軽減を図るための管理体制をとっております。また、破産更生債権等は、清算手続きに基づく債権であり、定期的に清算状況のモニタリングを行い、回収可能性に基づく対応状況を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券のうち上場株式については、主に業務上で関係を有する企業の株式であり、毎月時価の把握を行っており、四半期決算ごとに把握された時価について取締役会等の会議体に報告されております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

借入金は、そのほとんどが社宅管理事務代行事業にともなう一ヵ月未満の短期借入金であり、事務代行の処理に合わせて資金繰り管理を実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（2018年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,630,542	2,630,542	-
(2) 売掛金	301,823	301,823	-
(3) 未収入金	203,994	203,994	-
(4) 営業立替金	1,319,865	1,319,865	-
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	2,286,834	2,286,834	-
(6) 破産更生債権等	92,427		
貸倒引当金(*)	80,000		
	12,427	12,427	-
資産計	6,755,488	6,755,488	-
(1) 買掛金	289,876	289,876	-
(2) 未払金	351,771	351,771	-
(3) 営業預り金	616,407	616,407	-
(4) 前受金	331,491	331,491	-
負債計	1,589,546	1,589,546	-

(*) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度(2019年6月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	3,216,782	3,216,782	-
(2) 売掛金	338,153	338,153	-
(3) 未収入金	204,275	204,275	-
(4) 営業立替金	1,387,151	1,387,151	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券	2,755,641	2,755,641	-
資産計	7,902,002	7,902,002	-
(1) 買掛金	169,393	169,393	-
(2) 未払金	286,718	286,718	-
(3) 営業預り金	665,536	665,536	-
(4) 前受金	327,807	327,807	-
負債計	1,449,456	1,449,456	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額としております。

(2) 売掛金、(3) 未収入金、並びに(4) 営業立替金

これらは、すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によるものとしております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 営業預り金、並びに(4) 前受金

これらは、そのほとんどが1年以内の短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2018年6月30日)	当連結会計年度 (2019年6月30日)
非上場株式		
関係会社株式	3,000	10,000
その他	1,160	1,160

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
 前連結会計年度(2018年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,630,542	-	-	-
売掛金	301,823	-	-	-
未収入金	203,994	-	-	-
営業立替金	1,319,865	-	-	-
破産更生債権等 (注)	10,511	1,916	-	-
合計	4,466,737	1,916	-	-

(注) 破産更生債権等のうち80,000千円については、償還予定額が見込めないため、上記金額には含めておりません。

当連結会計年度(2019年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,216,782	-	-	-
売掛金	338,153	-	-	-
未収入金	204,275	-	-	-
営業立替金	1,387,151	-	-	-
合計	5,146,361	-	-	-

(有価証券関係)

・前連結会計年度(2018年6月30日)

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,286,834	209,921	2,076,912
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	2,286,834	209,921	2,076,912
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		2,286,834	209,921	2,076,912

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。また、非上場株式(連結貸借対照表計上額1,160千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「その他有価証券」に含めて記載しておりません。

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
(1) 株式	11,397	6,519	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	11,397	6,519	-

・ 当連結会計年度（2019年6月30日）

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,755,641	209,921	2,545,719
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	2,755,641	209,921	2,545,719
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		2,755,641	209,921	2,545,719

（注） 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。また、非上場株式(連結貸借対照表計上額1,160千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「その他有価証券」に含めて記載しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

連結子会社は退職金規程に基づく退職一時金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
退職給付に係る負債の期首残高	183,439千円	189,628千円
退職給付費用	19,615	16,916
退職給付の支払額	13,426	38,028
退職給付に係る負債の期末残高	189,628	168,516

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2018年6月30日)	当連結会計年度 (2019年6月30日)
非積立型制度の退職給付債務	189,628千円	168,516千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	189,628	168,516
退職給付に係る負債	189,628	168,516
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	189,628	168,516

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

前連結会計年度 19,615千円 当連結会計年度 16,916千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
売上原価の株式報酬費用	14,434	12,749
一般管理費の株式報酬費用	37,125	41,139

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
新株予約権戻入益(特別利益)	1,008	6,612

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2012年 ストック・オプション (第7回)	2012年 ストック・オプション (第10回)	2015年 ストック・オプション (第11回)
付与対象者の区分及び数	当社取締役 5名 当社監査役 3名	当社取締役 5名 当社監査役 3名	当社執行役員 3名 当社従業員 242名 当社子会社従業員 139名
ストックオプション数	普通株式 180,000株	普通株式 156,800株	普通株式 507,400株
付与日	2012年6月12日	2012年10月25日	2015年10月30日
権利確定条件	(1) 当社取締役又は監査役の地位を喪失した日の翌日から、10日を経過する日までの間に限り、行使することができる。 (2) 新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。	(1) 当社取締役又は監査役の地位を喪失した日の翌日から、10日を経過する日までの間に限り、行使することができる。 (2) 新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。	(1) 金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が行使価格(調整時は調整後の行使価格)の1.1倍以上で行使することができる。 (2) 当社又は当社子会社の執行役員又は従業員の地位にある事を要する。ただし、任期満了により退任、定年退職その他新株予約権割当契約に定める事由により、これらの地位を失った場合はこの限りではない。 (3) 金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が割当日から行使期間の終期までの間に一度でも行使価格(調整時は調整後の行使価格)の70%を乗じた価格を下回った場合は消滅し、会社が当該新株予約権を引き取ることとする。
対象勤務期間	特に定めはありません	特に定めはありません	特に定めはありません
権利行使期間	自 2012年6月12日 至 2042年6月11日	自 2012年10月26日 至 2042年10月25日	自 2015年10月31日 至 2018年10月30日

	2015年 ストック・オプション (第13回)	2016年 ストック・オプション (第15回)	2016年 ストック・オプション (第17回)
付与対象者の区分及び数	当社取締役 6名 当社監査役 3名	当社取締役 4名 当社監査役 2名	当社子会社取締役 2名
ストックオプション数	普通株式 75,600株	普通株式 28,400株	普通株式 4,400株
付与日	2015年10月30日	2016年4月14日	2016年4月14日
権利確定条件	(1) 当社取締役又は監査役 のいずれも、その地位 を喪失した日の翌日か ら、10日を経過する日 までの間に限り、行使 できるものとする。 (2) 新株予約権の全部を一 括して行使しなければ ならない。	(1) 当社取締役又は監査役 のいずれも、その地位 を喪失した日の翌日か ら、10日を経過する日 までの間に限り、行使 できるものとする。 (2) 新株予約権の全部を一 括して行使しなければ ならない。	(1) 当社又は当社子会社の 取締役又は監査役のい ずれも、その地位を喪 失した日の翌日から、 10日を経過する日まで の間に限り、行使でき るものとする。 (2) 新株予約権の全部を一 括して行使しなければ ならない。
対象勤務期間	特に定めはありません	特に定めはありません	特に定めはありません
権利行使期間	自 2015年10月30日 至 2045年10月30日	自 2016年4月15日 至 2046年4月14日	自 2016年4月15日 至 2046年4月14日

	2016年 ストック・オプション (第18回)	2016年 ストック・オプション (第19回)	2016年 ストック・オプション (第20回)
付与対象者の区分及び数	当社従業員 242名 当社子会社従業員 92名	当社取締役 9名 当社監査役 3名	当社子会社取締役 2名
ストックオプション数	普通株式 294,200株	普通株式 22,400株	普通株式 2,800株
付与日	2016年10月31日	2016年10月31日	2016年10月31日
権利確定条件	(1) 本新株予約権者は、当 社又は当社の関係会社 の取締役、監査役もし くは執行役員又は、従 業員の地位にある事を 要する。ただし、任期 満了により退任、定年 退職その他新株予約権 割当契約に定める事由 により、これらの地位 を失った場合はこの限 りではない。 (2) 新株予約権の全部を一 括して行使しなければ ならない。	(1) 当社又は当社子会社の 取締役又は監査役のい ずれも、その地位を喪 失した日の翌日から、 10日を経過する日まで の間に限り、行使でき るものとする。 (2) 新株予約権の全部を一 括して行使しなければ ならない。	(1) 当社又は当社子会社の 取締役又は監査役のい ずれも、その地位を喪 失した日の翌日から、 10日を経過する日まで の間に限り、行使でき るものとする。 (2) 新株予約権の全部を一 括して行使しなければ ならない。
対象勤務期間	自 2016年10月31日 至 2018年10月31日	特に定めはありません	特に定めはありません
権利行使期間	自 2018年11月1日 至 2020年10月31日	自 2016年11月1日 至 2046年10月31日	自 2016年11月1日 至 2046年10月31日

	2017年 ストック・オプション (第21回)	2017年 ストック・オプション (第22回)	2017年 ストック・オプション (第23回)
付与対象者の区分及び数	当社従業員 230名 当社子会社従業員 99名	当社取締役 10名 当社監査役 4名	当社子会社取締役 3名
ストックオプション数	普通株式 148,400株	普通株式 14,000株	普通株式 2,600株
付与日	2017年10月26日	2017年10月26日	2017年10月26日
権利確定条件	(1) 本新株予約権者は、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役もしくは執行役員又は、従業員の地位にある事を要する。ただし、任期満了により退任、定年退職その他新株予約権割当契約に定める事由により、これらの地位を失った場合はこの限りではない。	(1) 当社又は当社子会社の取締役又は監査役のいずれも、その地位を喪失した日の翌日から、10日を経過する日までの間に限り、行使できるものとする。 (2) 新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。	(1) 当社又は当社子会社の取締役又は監査役のいずれも、その地位を喪失した日の翌日から、10日を経過する日までの間に限り、行使できるものとする。 (2) 新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
対象勤務期間	自 2017年10月26日 至 2019年10月31日	特に定めはありません	特に定めはありません
権利行使期間	自 2019年11月1日 至 2021年10月31日	自 2017年10月27日 至 2047年10月26日	自 2017年10月27日 至 2047年10月26日

	2018年 ストック・オプション (第24回)	2018年 ストック・オプション (第25回)	2018年 ストック・オプション (第26回)
付与対象者の区分及び数	当社従業員 232名 当社子会社従業員 99名	当社取締役 10名 当社監査役 4名	当社子会社取締役 3名 当社子会社監査役 1名
ストックオプション数	普通株式 162,500株	普通株式 22,400株	普通株式 4,200株
付与日	2018年10月25日	2018年10月25日	2018年10月25日
権利確定条件	(1) 本新株予約権者は、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役もしくは執行役員又は、従業員の地位にある事を要する。ただし、任期満了により退任、定年退職その他新株予約権割当契約に定める事由により、これらの地位を失った場合はこの限りではない。	(1) 当社又は当社子会社の取締役又は監査役のいずれも、その地位を喪失した日の翌日から、10日を経過する日までの間に限り、行使できるものとする。 (2) 新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。	(1) 当社又は当社子会社の取締役又は監査役のいずれも、その地位を喪失した日の翌日から、10日を経過する日までの間に限り、行使できるものとする。 (2) 新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
対象勤務期間	自 2018年10月25日 至 2020年10月31日	特に定めはありません	特に定めはありません
権利行使期間	自 2020年11月1日 至 2022年10月31日	自 2018年10月26日 至 2048年10月25日	自 2018年10月26日 至 2048年10月25日

(注) 上記表に記載された株式数は、2016年10月1日付株式分割(株式1株につき2株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2012年ストック・オプション (第7回)	2012年ストック・オプション (第10回)	2015年ストック・オプション (第11回)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	118,000	108,000	169,600
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	169,600
未確定残	118,000	108,000	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	169,600
権利行使	-	-	73,600
失効	-	-	96,000
未行使残	-	-	-

	2015年ストック・オプション (第13回)	2016年ストック・オプション (第15回)	2016年ストック・オプション (第17回)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	59,600	23,200	2,400
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	59,600	23,200	2,400
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	2016年ストック・オプション (第18回)	2016年ストック・オプション (第19回)	2016年ストック・オプション (第20回)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	259,800	19,600	1,600
付与	-	-	-
失効	7,600	-	-
権利確定	252,200	-	-
未確定残	-	19,600	1,600
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	252,200	-	-
権利行使	59,600	-	-
失効	6,200	-	-
未行使残	186,400	-	-

	2017年ストック・オプション (第21回)	2017年ストック・オプション (第22回)	2017年ストック・オプション (第23回)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	140,200	14,000	2,600
付与	-	-	-
失効	7,500	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	132,700	14,000	2,600
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	2018年ストック・オプション (第24回)	2018年ストック・オプション (第25回)	2018年ストック・オプション (第26回)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	162,500	22,400	4,200
失効	6,400	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	156,100	22,400	4,200
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

(注) 上記表に記載された株式数は、2016年10月1日付株式分割(株式1株につき2株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	2012年ストック・オプション (第7回)	2012年ストック・オプション (第10回)	2015年ストック・オプション (第11回)
権利行使価格 (円)	0.5	0.5	351
行使時平均株価 (円)	-	-	767
付与日における 公正な評価単価 (円)	86.5	73.5	63

	2015年ストック・オプション (第13回)	2016年ストック・オプション (第15回)	2016年ストック・オプション (第17回)
権利行使価格 (円)	0.5	0.5	0.5
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	225	301.5	301.5

	2016年ストック・オプション (第18回)	2016年ストック・オプション (第19回)	2016年ストック・オプション (第20回)
権利行使価格 (円)	580	1	1
行使時平均株価 (円)	839	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	91	456	456

	2017年ストック・オプション (第21回)	2017年ストック・オプション (第22回)	2017年ストック・オプション (第23回)
権利行使価格 (円)	873	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	153	742	742

	2018年ストック・オプション (第24回)	2018年ストック・オプション (第25回)	2018年ストック・オプション (第26回)
権利行使価格 (円)	768	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	122.42	639.94	639.94

(注) 上記表に記載された株式価格は、2016年10月1日付株式分割(株式1株につき2株)による分割後の価格に換算して記載しております。

4. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2018年ストック・オプション(第24回)についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック＝ショールズ・モデル

主な基礎数値及び見積方法

	2018年ストック・オプション (第24回)
株価変動性(注)1	29.10%
予想残存期間(注)2	3.02年
配当利回り(注)3	2.34%
無リスク利率(注)4	0.10%

- (注) 1. 2015年10月16日から2018年10月25日までの日次の株価実績に基づき算定しております。
 2. 予想残存期間の合理的な見積もりが困難である為、権利行使期間の中間点において行使されるものと仮定しております。
 3. 直近の配当予測に基づき算定しております。
 4. 算定基準の安全資産利回り曲線から算出される金利を連続複利方式に変換した金利(BB国債価格)を採用しております。

当連結会計年度において付与された2018年ストック・オプション（第25回）についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック＝ショールズ・モデル

主な基礎数値及び見積方法

	2018年ストック・オプション (第25回)
株価変動性(注)1	34.67%
予想残存期間(注)2	7.72年
配当利回り(注)3	2.34%
無リスク利率(注)4	0.02%

- (注)1. 2011年10月25日から2018年10月25日までの日次の株価実績に基づき算出しております。
 2. 退任までの予想在任期間を見積り、算定しております。
 3. 直近の配当予測に基づき算定しております。
 4. 算定基準の安全資産利回り曲線から算出される金利を連続複利方式に変換した金利（BB国債価格）を採用しております。

当連結会計年度において付与された2018年ストック・オプション（第26回）についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック＝ショールズ・モデル

主な基礎数値及び見積方法

	2018年ストック・オプション (第26回)
株価変動性(注)1	34.67%
予想残存期間(注)2	7.72年
配当利回り(注)3	2.34%
無リスク利率(注)4	0.02%

- (注)1. 2011年10月25日から2018年10月25日までの日次の株価実績に基づき算出しております。
 2. 退任までの予想在任期間を見積り、算定しております。
 3. 直近の配当予測に基づき算定しております。
 4. 算定基準の安全資産利回り曲線から算出される金利を連続複利方式に変換した金利（BB国債価格）を採用しております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

過去の従業員の就業状況等を勘案し、権利確定数の見積数を算出しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年 6 月30日)	当連結会計年度 (2019年 6 月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	10,131千円	11,201千円
株式報酬費用	30,091	39,237
未払賞与	14,799	-
減価償却超過額	14,070	5,805
未払事業税	13,942	11,946
退職給付に係る負債	65,607	58,289
減損損失	19,086	-
繰越欠損金 (注) 2	14,311	27,981
貸倒引当金	25,429	1,051
その他	32,624	14,183
繰延税金資産小計	240,095	169,696
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2	-	15,138
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	1,477
評価性引当額小計 (注) 1	35,185	16,615
繰延税金資産合計	204,910	153,081
繰延税金負債		
労働保険料	2,522	2,665
その他有価証券評価差額金	635,950	779,499
資本連結に伴う評価差額	47,954	47,954
その他	-	604
繰延税金負債合計	686,427	830,723
繰延税金資産 (は負債) の純額	481,517	677,642

(注) 1 評価性引当額が18,296千円減少しております。この主な内容は、連結子会社の有形固定資産売却に伴い、減損損失に係る評価性引当額が19,086千円減少したことによるものであります。

(注) 2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度 (2019年 6 月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(1)	22,884	5,096	-	-	-	-	27,981
評価性引当額	10,041	5,096	-	-	-	-	15,138
繰延税金資産	12,843	-	-	-	-	-	(2) 12,843

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実行税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金27,981千円 (法定実効税率を乗じた額) について、繰延税金資産12,843千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年6月30日)	当連結会計年度 (2019年6月30日)
法定実効税率	30.86%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.73	1.53
住民税均等割額	0.84	0.73
評価性引当額	0.53	1.81
所得拡大促進税制	0.15	-
子会社との税率差異	0.37	0.70
のれん償却額	1.19	1.01
その他	0.75	0.06
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.06	32.72

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(2018年6月30日)及び当連結会計年度(2019年6月30日)

当社グループは、本社及び拠点における事務所において不動産賃借契約に基づく退去時の原状回復にかかる債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来における退去予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自2017年7月1日至2018年6月30日)及び

当連結会計年度(自2018年7月1日至2019年6月30日)

賃貸等不動産は、その総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社グループの取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは「社宅管理事務代行業業」及び「施設総合管理事業」の2つを報告セグメントとしており、「社宅管理事務代行業業」は社宅管理事務に関する代行業務とそれに関わるシステム導入等のサービスを行い、「施設総合管理事業」はマンション等の施設管理及び修繕工事等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント		その他	合計	調整額 (注)1	合計 (注)2
	社宅管理 事務代行 事業	施設総合 管理事業				
売上高						
外部顧客に対する売上高	3,563,534	3,783,640	534,883	7,882,057	-	7,882,057
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	11,913	83,343	95,257	(95,257)	-
計	3,563,534	3,795,553	618,226	7,977,314	(95,257)	7,882,057
セグメント利益	635,744	70,470	98,271	804,486	2,781	807,267
セグメント資産	5,546,951	3,223,641	56,935	8,827,529	(283,400)	8,544,128
その他の項目						
減価償却費	71,638	20,025	8,598	100,262	-	100,262
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	15,563	892,074	1,452	909,090	-	909,090

(注)1. 調整額の主な内容は、次のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額は、セグメント間債権債務消去であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 当連結会計年度において、株式会社全日総管理の株式を取得し子会社化したため、前連結会計年度末に比べ、報告セグメントの資産の金額は、「施設総合管理事業」において977,343千円増加しております。

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント		その他	合計	調整額 (注)1	合計 (注)2
	社宅管理 事務代行 事業	施設総合 管理事業				
売上高						
外部顧客に対する売上高	3,787,763	4,103,501	549,922	8,441,187	-	8,441,187
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	12,100	72,985	85,086	(85,086)	-
計	3,787,763	4,115,602	622,907	8,526,274	(85,086)	8,441,187
セグメント利益	694,993	122,433	135,667	953,094	2,623	955,717
セグメント資産	6,578,005	3,148,694	60,901	9,787,601	(252,866)	9,534,735
その他の項目						
減価償却費	67,952	18,678	6,363	92,995	-	92,995
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	39,473	18,827	575	58,876	-	58,876

(注)1. 調整額の主な内容は、次のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額は、セグメント間債権債務消去であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

(単位：千円)

	社宅管理事務代行業	施設総合管理事業	合計
当期償却額	-	33,788	33,788
当期末残高	-	306,229	306,229

当連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

(単位：千円)

	社宅管理事務代行業	施設総合管理事業	合計
当期償却額	-	34,001	34,001
当期末残高	-	272,228	272,228

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1)連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	スマートセキュリティサービス(株)	東京都 新宿区	95,000	セキュリティ事業	(所有) 直接 25.0	商品の購入、 資金の貸付、 役員の兼任	資金の貸付 (注)1	-	破産更生債権等 (注)2	90,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. スマートセキュリティサービス株式会社は、2017年6月19日付で株式会社スリーSより商号変更を行い、同年6月30日付で解散し、同年7月1日より清算手続きを開始しているため、長期貸付金を破産更生債権等へ振替えております。なお、同債権に対し、80,000千円の貸倒引当金を計上しております。

当連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	スマートセキュリティサービス(株)	東京都 新宿区	95,000	セキュリティ事業	(所有) 直接 25.0	資金の貸付、 役員の兼任	資金の回収	9,944	破産更生債権等	-
							債権放棄	80,000		
							貸倒損失	55		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) スマートセキュリティサービス株式会社は2019年1月24日に清算終了しており、取引金額は清算に伴う貸付金の一部回収及び債権放棄であります。これに伴い同社に対する貸倒引当金80,000千円を取り崩し債権放棄額との差額を貸倒損失に計上しております。

(2)連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員

前連結会計年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
重要な子会社の役員	長友孝祥	-	-	(株)全日総管理 代表取締役	(被所有) 直接 6.7	営業上の取引 役員の兼任 固定資産の売却	リフォーム 工事 (注)1	10,990	売掛金	-
							船舶の売却 (注)2	15,000	未収入金	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. リフォーム工事については、一般的取引条件を勘案して決定しております。

2. 船舶の売却は、(株)全日総管理において保有していた固定資産であり、市場価格を勘案して売却価格を決定しております。

当連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)		当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	
1株当たり純資産額	587.20円	1株当たり純資産額	673.97円
1株当たり当期純利益	59.70円	1株当たり当期純利益	72.38円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	56.51円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	68.80円

1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	569,540	690,570
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	569,540	690,570
期中平均株式数(株)	9,539,169	9,539,658
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株)	538,540	496,955
(うち新株予約権(株))	(538,540)	(496,955)

(重要な後発事象)
(重要な事業の譲受)

当社は、2019年4月15日開催の取締役会に基づき株式会社リスクマネジメント・アルファ（以下「同社」）と、同社が運営する保険代理店事業について譲受けに向けた基本合意書を2019年4月18日に締結いたしました。保険代理店事業について、2019年6月10日付で同社と当社子会社（非連結子会社）であるサンネクスタリーシング株式会社において事業譲渡契約を締結し、2019年7月1日付で同社から譲受けをいたしました。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及び取得する事業の内容

被取得企業の名称：株式会社リスクマネジメント・アルファ

取得する事業の内容：保険代理店事業

事業譲受の事由

株式会社リスクマネジメント・アルファより保険代理店事業を取得することにより、当社グループのさらなる事業展開及び収益拡大を目指すことによります。

企業結合日

2019年7月1日

企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(2) 取得した事業の取得原価及び対価の種類

取得の対価（現金） 53,256千円

取得原価 53,256千円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー報酬 2,200千円

(4) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現在算定中であります。

(5) 企業結合日に受入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

譲受日に受ける資産は現在算定中であり、引き受ける負債はありません。

(6) のれん以外の無形資産に配分される金額及びその主要な種類並びに加重平均償却期間

現在算定中であります。

(新設分割による持株会社への移行)

当社は、2019年8月16日開催の取締役会において、2020年7月1日（予定）を効力発生日とする新設分割（以下、「本新設分割」という。）により持株会社体制へ移行することを決議しております。また、当社は、本新設分割をもって「サンネクスタグループ株式会社」へ商号変更を行う予定とし、新たに設立する新設分割会社の商号を「日本社宅サービス株式会社」とする予定であります。なお、当該移行は、2019年9月27日開催予定の定時株主総会における承認等を条件として実施予定であります。

(1) 会社分割の目的

当社グループは、「ビジョナリーカンパニー創造」を経営ビジョンとして掲げ、「NEXT DREAM NEXT STANDARD - 世の中に新たな価値を創造し社会に貢献する。 - 」という考えのもと、事業を推進してまいりました。このような中で、当社グループが、今後さらに持続的な成長を実現していくためには、持株会社に移行し、グループ全体の経営資源の最適配分、経営スピードの加速化、並びに経営人材育成の早期化に取り組み、将来の中核事業となるような新たなビジネスの創出と育成を図るとともに、グループ経営管理及び業務執行の分離によるコーポレートガバナンスのさらなる向上を図ることが必要と考え、2020年7月1日（予定）に持株会社体制へ移行することといたしました。なお、今回の「本新設分割」により社宅管理事務代行事業は、新設分割設立会社が担い、新たな事業会社としてスタートし、事業戦略への専念、業務執行・ビジネスへの関与・時間の比重を拡大し、さらに発展すべく、当社の完全子会社にする事といたしました。

(2) 会社分割の概要

会社分割の日程

新設分割計画書の承認株主総会の基準日	2019年6月30日
新設分割計画書の承認取締役会	2019年8月16日
新設分割計画書の承認株主総会	2019年9月27日(予定)
新設分割の効力発生日	2020年7月1日(予定)

会社分割の方式

当社を分割会社とし、社宅管理事務代行事業を担う「日本社宅サービス株式会社」を事業の承継会社とする新設分割を実施いたします。なお、当社は、2020年7月1日(予定)をもって「サンネクスタグループ株式会社」へ商号を変更する予定であります。

(3) 会社分割に係る割当ての内容

本新設分割に際して新設分割会社「日本社宅サービス株式会社」が発行する普通株式90,000株すべてを分割会社である当社に割当てする予定であります。

(4) 割当株式数の算定根拠

本新設分割は、当社が単独で行うものであり、本新設分割に際して発行する株式のすべてが当社に割当交付されることから、新設分割会社に承継予定とする事業の債権、債務から資本金の額等を考慮し、当社に交付する株式数を算定しております。

(5) 分割する事業の名称

社宅管理事務代行事業

なお、分割する事業の社宅管理事務代行事業は、報告セグメントであり、同事業セグメントの最近事業年度(2019年6月期)の売上高は4,315百万円であります。

(6) 当社の新株予約権の取扱い

当社の発行する新株予約権については、本新設分割による取り扱いの変更はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	1,781	2,511	0.91 (注)1	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	428	9,846	0.88 (注)1	2020年~2024年
その他有利子負債	-	-	-	-
小計	2,209	12,357	-	-
内部取引の消去	-	-	-	-
計	2,209	12,357	-	-

(注)1 リース債務の平均利率については、リース物件のうち、支払利息を利息法により計上している物件に係るリース債務の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	2,535	2,558	2,582	2,170

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,886,509	4,126,476	6,183,673	8,441,187
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(千円)	188,044	462,368	600,081	1,026,456
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(千円)	117,413	299,439	383,231	690,570
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	12.43	31.53	40.23	72.38

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	12.43	19.05	8.74	32.06

決算日後の状況

特記事項はありません。

訴訟

特記事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,213,908	1,746,105
売掛金	83,047	92,949
営業立替金	1,313,067	1,381,388
仕掛品	3,458	4,980
貯蔵品	1,857	2,509
前払費用	54,136	60,949
未収入金	22,687	30,575
その他	1,277	2,204
貸倒引当金	1,419	1,503
流動資産合計	2,692,022	3,320,159
固定資産		
有形固定資産		
建物	19,429	16,567
工具、器具及び備品	51,544	40,600
有形固定資産合計	70,974	57,168
無形固定資産		
商標権	4,921	4,322
ソフトウェア	116,544	73,213
ソフトウェア仮勘定	-	25,735
その他	614	614
無形固定資産合計	122,080	103,885
投資その他の資産		
投資有価証券	2,287,994	2,756,801
関係会社株式	1,451,663	1,493,663
長期貸付金	245,837	209,258
破産更生債権等	90,000	-
敷金及び保証金	127,292	127,283
貸倒引当金	80,000	-
投資その他の資産合計	4,122,787	4,587,006
固定資産合計	4,315,842	4,748,060
資産合計	7,007,865	8,068,219

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金	201,050	187,989
未払費用	27,189	28,346
未払法人税等	152,354	142,967
未払消費税等	39,917	49,013
前受金	147,847	137,346
営業預り金	588,494	641,188
預り金	49,545	49,813
前受収益	7,055	7,257
賞与引当金	19,006	20,239
役員賞与引当金	30,435	31,728
流動負債合計	1,262,897	1,295,891
固定負債		
預り保証金	10,095	10,095
繰延税金負債	543,998	716,766
固定負債合計	554,094	726,861
負債合計	1,816,991	2,022,753
純資産の部		
株主資本		
資本金	738,722	783,098
資本剰余金		
資本準備金	485,971	530,347
その他資本剰余金	443,900	443,900
資本剰余金合計	929,872	974,248
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,440,086	2,862,250
利益剰余金合計	2,440,086	2,862,250
自己株式	459,466	459,523
株主資本合計	3,649,214	4,160,073
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,440,962	1,766,220
評価・換算差額等合計	1,440,962	1,766,220
新株予約権	100,697	119,172
純資産合計	5,190,873	6,045,465
負債純資産合計	7,007,865	8,068,219

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
売上高	4,066,699	4,315,292
売上原価	2,674,924	2,770,784
売上総利益	1,391,775	1,544,507
販売費及び一般管理費	645,238	699,084
営業利益	746,536	845,423
営業外収益		
受取利息及び配当金	22,471	38,470
システム導入負担金	748	-
投資事業組合運用益	3,530	-
その他	1,166	1,094
営業外収益合計	27,916	39,564
営業外費用		
支払補償費	729	389
その他	250	100
営業外費用合計	979	490
経常利益	773,473	884,498
特別利益		
投資有価証券売却益	6,519	-
新株予約権戻入益	1,008	6,612
特別利益合計	7,527	6,612
特別損失		
固定資産除却損	4	297
特別損失合計	4	297
税引前当期純利益	780,996	890,812
法人税、住民税及び事業税	263,329	258,914
法人税等調整額	3,112	29,218
法人税等合計	260,216	288,132
当期純利益	520,780	602,680

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)		当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	2	1,370,605	51.4	1,423,448	51.3
外注費		458,506	17.2	502,510	18.1
経費	3	836,865	31.4	846,968	30.6
計		2,665,977	100.0	2,772,926	100.0
他勘定振替	4	-		621	
当期発生総原価		2,665,977		2,772,305	
期首仕掛品たな卸高		4,308		3,458	
期首商品たな卸高		19,493		13,494	
計		2,689,779		2,789,258	
商品評価損戻入益		-		1,853	
商品評価損		2,098		-	
期末仕掛品たな卸高		3,458		4,980	
期末商品たな卸高		13,494		11,641	
売上原価		2,674,924		2,770,784	

(注)

前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
1 原価計算の方法 プロジェクト別の個別原価計算による実際原価計算 を行っております。	1 原価計算の方法 同 左
2 労務費の主な内訳は次のとおりであります。 給料手当 819,254千円 賞与 161,093千円 法定福利費 169,365千円 賞与引当金繰入額 16,463千円	2 労務費の主な内訳は次のとおりであります。 給料手当 861,721千円 賞与 172,334千円 法定福利費 172,763千円 賞与引当金繰入額 16,167千円
3 経費の主な内訳は次のとおりであります。 振込手数料 210,653千円 営業手数料 99,949千円 サブリース費用 2,172千円 地代家賃 118,438千円 修繕費 104,951千円	3 経費の主な内訳は次のとおりであります。 振込手数料 218,507千円 営業手数料 98,662千円 サブリース費用 1,593千円 地代家賃 121,962千円 修繕費 125,551千円
4	4 他勘定の主な内訳は次のとおりであります。 ソフトウェア仮勘定 621千円

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	713,216	460,465	-	460,465	2,133,798	2,133,798	288,688	3,018,791
当期変動額								
新株の発行	25,506	25,506		25,506				51,012
剰余金の配当					214,492	214,492		214,492
当期純利益					520,780	520,780		520,780
株式交換による変動			443,900	443,900			147,688	591,589
自己株式の取得							318,466	318,466
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	25,506	25,506	443,900	469,406	306,287	306,287	170,777	630,422
当期末残高	738,722	485,971	443,900	929,872	2,440,086	2,440,086	459,466	3,649,214

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	968,533	84,100	4,071,424
当期変動額			
新株の発行			51,012
剰余金の配当			214,492
当期純利益			520,780
株式交換による変動			591,589
自己株式の取得			318,466
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	472,428	16,596	489,025
当期変動額合計	472,428	16,596	1,119,448
当期末残高	1,440,962	100,697	5,190,873

当事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	738,722	485,971	443,900	929,872	2,440,086	2,440,086	459,466	3,649,214
当期変動額								
新株の発行	44,376	44,376		44,376				88,752
剰余金の配当					180,516	180,516		180,516
当期純利益					602,680	602,680		602,680
自己株式の取得							57	57
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	44,376	44,376	-	44,376	422,163	422,163	57	510,859
当期末残高	783,098	530,347	443,900	974,248	2,862,250	2,862,250	459,523	4,160,073

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	1,440,962	100,697	5,190,873
当期変動額			
新株の発行			88,752
剰余金の配当			180,516
当期純利益			602,680
自己株式の取得			57
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	325,257	18,475	343,733
当期変動額合計	325,257	18,475	854,592
当期末残高	1,766,220	119,172	6,045,465

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日において入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産

仕掛品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

2007年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

2007年4月1日以降に取得したもの

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を適用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、支出時に費用処理しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5～8年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」21,977千円は、「固定負債」の「繰延税金負債」565,976千円と相殺して、「固定負債」の「繰延税金負債」543,998千円として表示しており、変更前と比べて総資産が21,977千円減少しております。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
短期金銭債権	24,393千円	18,918千円
長期金銭債権	335,837	209,258
短期金銭債務	1,589	1,439
長期金銭債務	10,095	10,095

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
営業取引による取引高		
売上高	68,303千円	68,280千円
仕入高	5,573	5,747
その他の営業取引	8,413	6,355
営業取引以外の取引高	2,472	2,374

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度11%、当事業年度15%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度89%、当事業年度84%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
役員報酬	125,983千円	114,449千円
給料及び手当	131,708	151,828
賞与引当金繰入額	2,542	4,071
役員賞与引当金繰入額	30,435	31,728
減価償却費	6,596	6,932
貸倒引当金繰入額	20	84

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
建物	- 千円	297千円
工具、器具及び備品	4	0
計	4	297

(有価証券関係)

前事業年度(2018年6月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,451,663千円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 0千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

当事業年度(2019年6月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,493,663千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	5,819千円	6,197千円
貸倒引当金	24,930	460
株式報酬費用	28,314	36,407
減価償却超過額	491	265
一括償却資産償却超過額	1,266	978
未払社会保険料否認	1,608	1,729
未払事業税	10,244	11,195
投資有価証券評価損	2,829	2,829
関係会社株式評価損	13,013	-
商品評価損	3,675	3,052
その他	2,143	1,977
繰延税金資産合計	94,337	65,093
繰延税金負債		
労働保険料	2,386	2,360
その他有価証券評価差額金	635,950	779,499
繰延税金負債合計	638,336	781,860
繰延税金資産(は負債)の純額	543,998	716,766

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
法定実効税率	30.86%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.77	1.70
住民税均等割額	0.64	0.56
その他	0.05	0.54
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.32	32.34

(重要な後発事象)

(新設分割による持株会社への移行)

連結注記事項に記載しているため、記載を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

	資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却累計額 (千円)
有形 固定 資産	建物	19,429	280	297	2,843	16,567	85,391
	工具、器具及び備品	51,544	8,906	0	19,850	40,600	188,490
	計	70,974	9,186	297	22,694	57,168	273,881
無形 固定 資産	商標権	4,921	-	-	599	4,322	-
	ソフトウェア	116,544	5,127	-	48,459	73,213	-
	ソフトウェア仮勘定	-	25,735	-	-	25,735	-
	その他	614	-	-	-	614	-
	計	122,080	30,862	-	49,058	103,885	-

(注) 工具器具備品及びソフトウェアの主な増加事由は、次のとおりであります。

工具、器具及び備品	封入封緘機	2,526千円
	A Dサーバ	1,553千円
ソフトウェア	Remote App代替システム	2,976千円
ソフトウェア仮勘定	顧客向け社宅管理システム	25,735千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金(流動)	1,419	1,503	1,419	1,503
貸倒引当金(固定)	80,000	-	80,000	-
賞与引当金	19,006	20,239	19,006	20,239
役員賞与引当金	30,435	31,728	30,435	31,728

(注) 貸倒引当金(固定)の当期減少額は、関連会社であったスマートセキュリティサービス株式会社の清算終了によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヵ月以内
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日 6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告ができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.syataku.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 単元未満株式についての権利

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第20期）（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）2018年9月25日関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

2018年10月2日関東財務局長に提出

事業年度（第20期）（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年9月25日関東財務局長に提出

(4) 四半期報告書及び確認書

（第21期第1四半期）（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）2018年11月13日関東財務局長に提出

（第21期第2四半期）（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日）2019年2月13日関東財務局長に提出

（第21期第3四半期）（自 2019年1月1日 至 2019年3月31日）2019年5月14日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

2018年9月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2018年9月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

2019年5月14日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

2019年8月23日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2（新設分割の決定）に基づく臨時報告書であります。

(6) 臨時報告書の訂正報告書

2018年10月26日関東財務局長に提出

2018年9月27日提出の臨時報告書（新株予約権の発行）に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年9月25日

日本社宅サービス株式会社

取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩出博男 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和久友子 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本社宅サービス株式会社の2018年7月1日から2019年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本社宅サービス株式会社及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本社宅サービス株式会社の2019年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本社宅サービス株式会社が2019年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は当社(有価証券報告書提出会社)が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年9月25日

日本社宅サービス株式会社

取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩出 博男 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和久 友子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本社宅サービス株式会社の2018年7月1日から2019年6月30日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本社宅サービス株式会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は2019年8月16日開催の取締役会において、2020年7月1日（予定）を効力発生日とする新設分割により持株会社体制へ移行することを決議した。当該移行は、2019年9月27日開催予定の定時株主総会における承認等を条件として実施予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は当社(有価証券報告書提出会社)が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。